令和８年度　臨時総代会議案書

日時：令和８年１０月２８日（水）
午前１０時００分より開催
場所：天狗岩堰土地改良区会議室
（前橋市新前橋町１４－４０）

総代会当日は、必ず議案書を持参してください

天 狗 岩 堰 土 地 改 良 区

令和８年度臨時総代会　次第

１．開　　会

２．羽鳥理事長あいさつ

３．来賓あいさつ及び紹介

４．議長選任

５．議事録記名人選任

６．議　　事

議案第　１号　令和７年度事業報告の承認について　・・・・・・・・　１

議案第　２号　令和７年度財務諸表等の承認について　・・・・・・・　９

議案第　３号　令和７年度財産目録の承認ついて　・・・・・・・・・　２８

議案第　４号　定款変更について　・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

議案第　５号　定款付属書．総代選挙規程の改正について　・・・・・　４３

議案第　６号　定款付属書．役員選任規程の改正について　・・・・・　５０

議案第　７号　令和８年度（第１回）収入支出補正予算の承認について　５４

議案第　８号　天狗岩用水地域協議会の設立について　・・・・・・・　６４

議案第　９号　天狗岩用水地域連携管理保全計画の策定について　・・　７３

議案第１０号　令和９年度天狗岩用水配水計画（案）について　・・・　９４

議案第１１号　附帯議決について　・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

７．報告事項

１)農業農村整備予算の確保に向けた要請活動の実施について　・・・・１００

２)県営ストマネ事業の実施について（令和８年度）　・・・・・・・・１０１

３)土地改良施設維持管理適正化事業の実施について　・・・・・・・・１０２

４)令和８年度経常賦課金の納入状況について　・・・・・・・・・・・１０４

８．そ の 他

９．閉　　会

議案第１号

令和７年度事業報告の承認について

このことは、次のとおりにつき承認を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　承認

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

令 和 7 年 度 事 業 報 告 書 (案)

第一．地区及び組合員　　令和８年３月３１日調製

１．地　　区

総　地　積　　8,678,717　㎡

事　業　別	令和７年度末地積	令和６年度末地積	比較増減	令和７年度賦課地積
かんがい施設の維持管理	8,678,717　㎡	8,732,576　㎡	▲ 53,859　㎡	8,708,638　㎡

地区別内訳

地区別		令和７年度末地積	令和６年度末地積	比較増減	備　考
前橋市	総社地区	114,065　㎡	116,245　㎡	▲ 2,180　㎡	
	元総社地区	42,936　㎡	41,108　㎡	1,828　㎡	
	東地区	210,282　㎡	214,184　㎡	▲ 3,902　㎡	新前橋区画整理
高崎市	新高尾地区	897,503　㎡	914,019　㎡	▲ 16,516　㎡	露天資材置場ほか
	中川地区	205,652　㎡	213,444　㎡	▲ 7,792　㎡	
	貝沢地区	27,200　㎡	28,289　㎡	▲ 1,089　㎡	
	京ヶ島地区	1,286,915　㎡	1,302,509　㎡	▲ 15,594　㎡	宅地分譲
	滝川地区	1,053,724　㎡	1,061,241　㎡	▲ 7,517　㎡	畑地化促進事業
玉村町	玉村地区	3,348,742　㎡	3,307,721　㎡	41,021　㎡	貸借契約（借）
	芝根地区	1,491,698　㎡	1,533,816　㎡	▲ 42,118　㎡	貸借契約（貸）
合　計		8,678,717　㎡	8,732,576　㎡	▲ 53,859　㎡	

２．組合員総数　　1,654　　人

地区別		令和７年度末	令和６年度末	比較増減	備　考
前橋市	総社地区	63　人	64　人	▲ 1　人	
	元総社地区	35　人	34　人	1　人	
	東地区	137　人	141　人	▲ 4　人	
高崎市	新高尾地区	319　人	320　人	▲ 1　人	
	中川地区	119　人	120　人	▲ 1　人	
	貝沢地区	22　人	23　人	▲ 1　人	
	京ヶ島地区	390　人	391　人	▲ 1　人	
	滝川地区	271　人	276　人	▲ 5　人	
玉村町	玉村地区	203　人	212　人	▲ 9　人	
	芝根地区	95　人	96　人	▲ 1　人	
合　計		1,654　人	1,677　人	▲ 23　人	

３．一部補給田（陸田）

令和７年度地積　88,734　㎡　　令和６年度地積　84,170　㎡　　4,564　㎡

第二．事業の状況

１．施設維持管理の状況

（１）用水送水の状況

令和７年度の田植え期は、利根川水系上流ダム群に十分な貯水量があったため、各地域へ順調に送水が行われ、７月中旬には、全地区で植付けが完了した。

①代かき期、普通かんがい期の送水位（1.00m＝10ｔ）　観測地点：吉岡川水路橋

月　日	送水位		月　日	送水位	
	令和７年	令和６年		令和７年	令和６年
6月1日	0.81	0.81	6月20日	1.0925	1.11
6月2日	1.11	1.11	6月21日	1.0925	1.11
6月3日	1.11	1.11	6月22日	1.0925	1.11
6月4日	1.11	1.11	6月23日	1.0925	1.11
6月5日	1.11	1.11	6月24日	1.0925	1.11
6月6日	1.11	1.11	6月25日	1.0925	1.11
6月7日	1.11	1.11	6月26日	1.0925	1.11
6月8日	1.11	1.11	6月27日	1.0925	1.11
6月9日	1.11	1.11	6月28日	1.0925	1.11
6月10日	1.11	1.11	6月29日	1.0925	1.11
6月11日	1.0991	1.11	6月30日	1.0925	1.11
6月12日	1.0925	1.11	7月1日	1.0495	1.11
6月13日	1.0925	1.11	7月2日	1.0236	1.11
6月14日	1.0925	1.11	7月3日	1.0236	1.11
6月15日	1.0925	1.11	7月4日	1.0236	1.11
6月16日	1.0925	1.11	7月5日	1.0236	1.11
6月17日	1.0925	1.11	7月6日	1.0236	1.11
6月18日	1.0925	1.11	7月7日	1.0236	1.11
6月19日	1.0925	1.11	平　均	1.0770	1.10

※令和７年６月１０日、国土交通省より天狗岩用水の水利使用に関する通知（５月１６日認可）があり、６月１１日から代かき期取水量（１０．９２５㎥／ｓ）、７月１日から普通かんがい期取水量（１０．２３６㎥／ｓ）の全量送水を実施した。

②令和７年度中に実施された断水

種別	期間	操作位置	断水の内容
長期断水	令和７年１１年　１日から 令和８年　３月３１日まで １５２日	天狗岩制水門	県営農山漁村地域整備交付金（坂東大堰Ⅱ期地区）の事業実施に伴う断水

※当該事業は令和１２年度完了（予定）のため、令和８年度も非かんがい期（上記期間）に長期断水が実施されます。また、土地改良施設維持管理適正化事業による余水吐門の改修（電動化）も天狗岩用水の長期断水に合わせて実施されます。

（２）維持管理の状況

①坂東大堰合口は、坂東大堰土地改良区連合で管理しており、天狗岩堰土地改良区では定款及び維持管理計画書に定められた幹線水路（天狗岩連絡暗渠から五千石堰分岐点（前橋市総社町植野地内）まで）を管理している。

②浚渫・伐採等

工　事　名	場　所	内容	事業費	請負業者
天狗岩用水 年間管理委託	天狗岩用水	伐採・処理	1,500,000 円	(株)飯塚組
導水路幹線管理費			1,500,000 円	

※天狗岩用水の幹線水路（吉岡町漆原地内．吉岡制水門から前橋市総社町植野地内．五千石堰分岐点まで）の維持管理については、（株）飯塚組との年間管理委託とする。

（令和７年５月２５日締結）

２．多面的機能支払交付金（事務支援業務）

天狗岩用水の受益地内において多面的機能支払交付金に取り組む活動組織の事務負担の軽減を図るため、玉村町内で活動する７組織と委託契約を締結し、点検・診断及び活動記録並びに実施状況報告書類の確認・作成などの事務支援を行った。

・契約件数　　７件　　・契約金額　　１，３０３，５００円

活動組織名	市町名	契約金額	契約初年度
角渕地区環境保全会	玉村町	375,100円	平成29年度
斉田地区農地・水環境保全会	玉村町	254,100円	平成29年度
上新田地域環境保全会	玉村町	278,300円	平成29年度
板井地区農地・水・環境保全組織	玉村町	71,500円	令和元年度
玉村町南部地域資源保全会	玉村町	132,000円	令和元年度
福島地区農地・水・環境保全会	玉村町	121,000円	令和元年度
川井地区緑と環境を守る会	玉村町	71,500円	令和６年度

３．他の事業主体との関係

中群馬土地改良区への分水

かんがい面積　　840,737 ㎡　　用水施設管理負担金　７００，０００円

種　別	令和７年度	令和６年度	比較増減	備　考
開　田	693,461 ㎡	696,570 ㎡	▲ 3,109 ㎡	
畑地かんがい	147,276 ㎡	146,552 ㎡	724 ㎡	
合　計	840,737 ㎡	843,122 ㎡	▲ 2,385 ㎡	

分水期間：令和７年６月７日から令和７年９月２１日（１０７日間）

第三．事務の経過

１．総代会の開催及び議決事項

開催年月日		提　出　議　案
臨　時 総代会	令和７年 １０月２９日	令和６年度事業報告の承認について
		令和６年度財務諸表等の承認について
		令和６年度財産目録の承認について
		令和７年度（第１回）収入支出補正予算の承認について
		令和７年度（第２回）収入支出補正予算の承認について
		経常賦課金等単価の改正について
		令和８年度天狗岩用水配水計画（案）について
		附帯議決について
		提出された全議案が議決・承認された
通　常 総代会	令和８年 3月２５日	令和７年度（第３回）収入支出補正予算の承認について
		定款変更について（土地改良法の改正）
		規約の改正について（土地改良法の改正）
		会計細則の改正について（土地改良法の改正）
		総代選挙規程の改正について
		役員選任規程の改正について
		地区除外処理規程の改正について
		特定資産（転用決済金積立資産）の一部取り崩しについて
		令和８年度収入支出予算（案）について
		令和８年度賦課金等の賦課徴収の時期及び方法について
		令和８年度余裕金及び積立金の預入先について
		令和８年度天狗岩用水配水計画について
		附帯議決について
		提出された全議案が議決・承認された

２．理事会の開催について

開催年月日		提　出　議　案（議　件）
第１回	令和７年 ６月５日	令和６年度事業報告について
		令和６年度財務諸表等について
		令和６年度財産目録について
		令和７年度（第１回）収入支出補正予算について
		令和７年度年間業務予定について
		令和７年度陸田耕作者調査について
		経常賦課金等単価の改定について
		令和７年度余裕金及び積立金の預入先について
		附帯議決について
		提出された全議件が承認された
第２回	令和７年 ９月２５日	令和７年度臨時総代会の日程及び議長並びに議事録記名人の選任について
		表彰等規程の改正並びに退任役員の表彰について
		令和７年度（第２回）収入支出補正予算について
		労働政策総合推進法の改正について
		土地改良法の改正について
		経常賦課金等単価の改定について
		令和８年度天狗岩用水配水計画（案）について
		附帯議決について
		提出された全議案が議決・承認された
第３回	令和８年 ２月２５日	令和７年度通常総代会の日程及び議長並びに議事録記名人の選任について
		令和７年度（第３回）収入支出補正予算について
		土地改良法の改正について（連携管理保全計画）
		定款変更について（土地改良法の改正）
		規約の改正について（土地改良法の改正）
		会計細則の改正について（土地改良法の改正）
		総代選挙規程の改正について
		役員選任規程の改正について
		地区除外処理規程の改正について
		事務取扱手数料徴収規程の改正について
		特定資産（転用決済金積立資産）の一部取り崩しについて
		令和８年度収入支出予算（案）について
		令和８年度賦課金等の賦課徴収の時期及び方法について
		令和８年度余裕金及び積立金の預入先について
		令和８年度天狗岩用水配水計画について
		附帯議決について
		提出された全議案が議決・承認された

3．監事会の開催について

開催年月日		議　件　及　び　監　査　事　項
第１回	令和７年 ６月５日	監査の実施について
		・令和６年度事業報告について
		・令和６年度財務諸表等について
		・令和６年度財産目録について
		その他監事が必要と認めた事項について
		監査の結果、概ね良好と認め、指摘事項等は特になし
第２回	令和７年 １１月１８日	令和８年度監事会日程及び監査計画について
		監査の実施について
		・令和７年１０月３１日現在の収支現計表について
		その他監事が必要と認めた事項について
		監査の結果、概ね良好と認め、指摘事項等は特になし

第四．経理の状況

１．維持管理費

（１）維持管理費		1,826,190 円
内　訳	①水路管理費（年間管理委託費）	1,500,000 円
	（水道光熱費）	84,263 円
	（その他諸経費）	14,761 円
	（配水調整会議費）	62,490 円
	②事務所管理費（警備費）	164,676 円
（２）坂東大堰土地改良区連合負担金		570,000 円

２．賦課金等の納入状況

①経常賦課金

地区名		令和７年度					過年度分※	
		賦課額	納入額	未納額（件）		納入率	未納額（件）	
前橋市	総社地区	285,149	285,149	0	0	100.0%	0	0
	元総社地区	104,095	104,095	0	0	100.0%	0	0
	東地区	521,989	521,989	0	0	100.0%	0	0
高崎市	新高尾地区	2,257,300	2,257,300	0	0	100.0%	0	0
	中川地区	522,006	518,569	3,437	1	99.3%	12,009	4
	貝沢地区	68,741	68,741	0	0	100.0%	0	0
	京ヶ島地区	3,252,069	3,245,464	6,605	1	99.8%	6,605	1
	滝川地区	2,656,793	2,602,276	54,517	2	97.9%	0	0
玉村町	玉村地区	8,373,811	8,373,811	0	0	100.0%	0	0
	芝根地区	3,729,220	3,729,220	0	0	100.0%	0	0
合　計		21,771,173	21,706,614	64,559	4	99.7%	18,614	5

※滝川地区の未収賦課金のうち、３２，２０５円は5月２５日に納入されました。

※過年度分未納額（５件）は長期未収賦課金等として貸借対照表に計上されました。

②陸田用水使用料

年度別	賦課額又は滞納額	納入額	未納額	納入率
令和７年度	239,564	239,564	0	100.0%
過　年　度	0	0	0	100.0%

③決　済　金

年度別	賦課額又は滞納額	納入額	未納額※	納入率
令和７年度	4,712,805	4,712,805	0	100.0%
過　年　度	0	0	0	100.0%

議案第２号

令和７年度財務諸表等の承認について

このことは、次のとおりにつき承認を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　承認

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

貸　借　対　照　表　（案）

令和８年　３月３１日現在

（単位：円）

勘　定　科　目	当年度	前年度	増 減
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
（1）現金及び預金	5,415,632	6,484,919	▲ 1,069,287
（2）未収賦課金等	64,559	160,485	▲ 95,926
（3）その他未収金	20,000	1,008,000	▲ 988,000
流動資産　合計	5,500,191	7,653,404	▲ 2,153,213
2　固定資産			
（1）基本財産			
山林、宅地及びその従物（事務所用地）	31,227,097	31,227,097	
備荒積立金	28,554,566	28,216,505	338,061
基本財産　合計	59,781,663	59,443,602	338,061
（2）特定資産			
所有土地改良施設	6,439,200	6,761,290	▲ 322,090
土地改良施設用地等（水路用地）	69,519,160	69,519,160	
財政調整積立資産	11,638,446	11,636,222	2,224
職員退職給付引当積立資産	10,825,032	10,099,783	725,249
転用決済金積立資産	275,939,893	271,087,610	4,852,283
建物等更新積立資産	1,047,358	545,994	501,364
特定資産　合計	375,409,089	369,650,059	5,759,030
（3）その他固定資産			
建物・構築物	29,577,451	30,528,688	▲ 951,237
車両運搬具	2	27,043	▲ 27,041
器具備品等	11,314	33,931	▲ 22,617
ソフトウェア	1,568,234	1,968,634	▲ 400,400
長期未収賦課金等	18,614	32,366	▲ 13,752
その他固定資産　合計	31,175,615	32,590,662	▲ 1,415,047
固定資産　合計	466,366,367	461,684,323	4,682,044
資　　産　合計	471,866,558	469,337,727	2,528,831
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未　払　金	434,600	546,642	▲ 112,042
預　り　金	254,421	2,414,347	▲ 2,159,926
賞与引当金	1,367,761	1,283,706	84,055
流動負債　合計	2,056,782	4,244,695	▲ 2,187,913
2　固定負債			
職員退職給付引当金	10,825,032	10,099,783	725,249
転用決済金引当金			
固定負債　合計	10,825,032	10,099,783	725,249
負　　債　合計	12,881,814	14,344,478	▲ 1,462,664

貸　借　対　照　表　（案）

令和８年　３月３１日現在

（単位：円）

勘　　定　　科　　目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ　正味財産の部			
1　指定正味財産			
（１）補助金等			
受取補助金等（所有土地改良施設）	3,863,520	4,056,774	▲ 193,254
指定正味財産　合計	3,863,520	4,056,774	▲ 193,254
2　一般正味財産	455,121,224	450,936,475	4,184,749
一般正味財産　合計	455,121,224	450,936,475	4,184,749
正味財産　合計	458,984,744	454,993,249	3,991,495
負債及び正味財産　合計	471,866,558	469,337,727	2,528,831

正味財産増減計算書（案）

令和７年　４月１日　から　令和８年　３月３１日まで

科　　目	当年度	前年度	増 減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1　経常増減の部			
（１）経常収入			
土地改良事業収入	26,483,978	30,092,590	△3,608,612
経常賦課金	21,771,173	22,001,154	△229,981
経常賦課金	21,771,173	22,001,154	△229,981
転用決済金	4,712,805	8,091,436	△3,378,631
転用決済金	4,712,805	8,091,436	△3,378,631
附帯事業収入	6,152,124	5,785,912	366,212
受取他目的使用料	3,962,064	3,844,742	117,322
市町維持管理負担金	2,000,000	2,000,000	
発電協力負担金	800,000	800,000	
用水施設管理負担金	239,564	227,242	12,322
用水施設利用負担金	922,500	817,500	105,000
手数料収入	886,560	735,570	150,990
督促手数料	7,000	5,300	1,700
事務取扱手数料	879,560	730,270	149,290
多面的機能支払活動組織業務受託料	1,303,500	1,205,600	97,900
事務受託料	1,303,500	1,205,600	97,900
基本財産運用収入	350,061	303,711	46,350
基本財産利息	70,541	551	69,990
備荒積立金利息	70,541	551	69,990
基本財産賃借料	279,520	303,160	△23,640
土地賃借料	279,520	303,160	△23,640
特定資産運用収入	2,180,217	15,779	2,164,438
特定資産利息	2,180,217	15,779	2,164,438
財政調整積立資産利息	2,224	179	2,045
職員退職給付引当資産利息	25,249	189	25,060
転用決済金積立積立資産利息	2,151,380	15,401	2,135,979
建物等更新積立資産利息	1,364	10	1,354
受取補助金等	193,254	3,003,254	△2,810,000
受取補助金	193,254	3,003,254	△2,810,000
小規模農村整備事業補助金		2,810,000	△2,810,000
受取補助金（所有土地改良施設）	193,254	193,254	
雑　収　入	26,789	7,832	18,957
受取利息配当金	26,789	7,832	18,957
受取利息	26,789	7,832	18,957
経常収入 計	35,386,423	39,209,078	△3,822,655

科　　目	当年度	前年度	増 減
（２）経常支出			
土地改良事業費	4,720,132	9,748,160	△5,028,028
維持管理費	4,720,132	3,907,160	812,972
給料手当	1,651,748	1,504,252	147,496
臨時雇賃金	469,800	370,700	99,100
消耗什器備品費	8,291	6,823	1,468
修　繕　費	57,070		57,070
水道光熱費	84,263	92,919	△8,656
支払保険料	6,470	6,470	
支払負担金等	583,000	583,000	
業務委託費	1,797,000	1,302,720	494,280
調　査　費			
雑　　費	62,490	40,276	22,214
その他事業費		5,841,000	△5,841,000
業務委託費		3,800,000	△3,800,000
調　査　費		2,035,000	△2,035,000
雑　　費		6,000	△6,000
不能欠損引当金繰入額		5,324	△5,324
不能欠損引当金繰入		5,324	△5,324
不能欠損引当金繰入		5,324	△5,324
附帯事業費	1,239,805	855,672	384,133
多面的機能支払交付金	1,239,805	855,672	384,133
給料手当	920,000	808,935	111,065
臨時雇賃金	120,000		120,000
通信運搬費	28,520	23,430	5,090
消耗什器備品費	15,285	7,307	7,978
水道光熱費	6,000	16,000	△10,000
業務委託費	150,000		150,000
減価償却費	322,090	322,090	
所有土地改良施設減価償却費	322,090	322,090	
所有土地改良施設減価償却費	322,090	322,090	
一般管理費	24,919,647	21,972,513	2,947,134
運営事務費	22,015,530	19,371,638	2,643,892
役員報酬	2,000,000	1,965,000	35,000
給料手当	7,779,349	7,440,000	339,349
臨時雇賃金	532,800		532,800
賞与支払	2,609,272	2,335,142	274,130
賞与引当金繰入額	1,367,761	1,283,706	84,055
退職給付費用	725,249	700,189	25,060
福利厚生費	2,501,923	2,372,578	129,345
研　修　費	311,804	80,000	231,804

科　　目	当年度	前年度	増 減
交　際　費	30,119	39,239	△9,120
選　挙　費		17,278	△17,278
総代会費	535,185	445,900	89,285
その他会議費	58,884	22,359	36,525
旅費交通費	627,030	665,760	△38,730
通信運搬費	222,206	216,008	6,198
消耗什器備品費	147,709	95,946	51,763
印刷製本費	658,460	380,380	278,080
支払手数料	443,713	260,147	183,566
支払保険料	209,850	209,820	30
支払負担金等	58,000	28,900	29,100
業務委託費	521,116	245,526	275,590
租税公課	521,100	521,900	△800
雑　　費	154,000	45,860	108,140
事務所費	2,904,117	2,600,875	303,242
減価償却費	1,401,295	1,331,720	69,575
建物減価償却費	951,237	951,237	
車両運搬具減価償却費	27,041	324,500	△297,459
器具備品減価償却費	22,617	22,617	
ソフトウェア減価償却費	400,400	33,366	367,034
修　繕　費	287,232	108,900	178,332
水道光熱費	401,012	388,631	12,381
賃　借　料	814,578	771,624	42,954
固定資産取得支出		△2,002,000	2,002,000
固定資産取得支出		△2,002,000	2,002,000
ソフトウェア取得費		△2,002,000	2,002,000
経常支出 計	31,201,674	30,901,759	299,915
当期経常増減額	4,184,749	8,307,319	△4,122,570
2　経常外増減の部			
（1）経常外収入			
過年度修正		13,651,240	△13,651,240
過年度修正益		13,651,240	△13,651,240
経常外収入　計		13,651,240	△13,651,240
（2）経常外支出			
過年度修正損		2,600	△2,600
過年度修正損		2,600	△2,600
経常外支出　計		2,600	△2,600
当期経常外増減額		13,648,640	△13,648,640
当期一般正味財産増減額	4,184,749	21,955,959	△17,771,210
一般正味財産期首残高	450,936,475	428,980,516	21,955,959
一般正味財産期末残高	455,121,224	450,936,475	4,184,749

科　　目	当年度	前年度	増 減
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
1　受取補助金等			
受取補助金等（所有土地改良施設）			
2　一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額（受取補助金等）	△193,254	△193,254	
当期指定正味財産増減額	△193,254	△193,254	
指定正味財産期首残高	4,056,774	4,250,028	△193,254
指定正味財産期末残高	3,863,520	4,056,774	△193,254
Ⅲ　正味財産期末残高	458,984,744	454,993,249	3,991,495

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1．重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

定額法により減価償却を行っており、その整理は直接法で行っている。

（2）引当金の計上基準

・職員退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に相当する金額を計上。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する金額を計上。

（3）積立金の計上基準

積立金等管理規程に基づき、各積立資産毎に必要額を積み立てている。

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税込方式とする。

2．基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高

基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高は、次のとおりである。　（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
山林、宅地及びその従物	31,227,097			31,227,097
備荒積立金	28,216,505	338,061		28,554,566
基本財産　計	59,443,602	338,061		59,781,663
所有土地改良施設	6,761,290		322,090	6,439,200
土地改良施設用地等（水路用地）	69,519,160			69,519,160
財政調整積立資産	11,636,222	2,224		11,638,446
職員退職給付引当資産	10,099,783	725,249		10,825,032
建物等更新積立資産	545,994	501,364		1,047,358
転用決済金積立資産	271,087,610	4,852,283		275,939,893
特定資産　計	369,650,059	6,081,120	322,090	375,409,089
合計	429,093,661	6,419,181	322,090	435,190,752

3．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科　　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
建物・構築物	38,415,789	8,838,338	29,577,451	951,237
車両運搬具	2,748,000	2,747,998	2	27,041
器具・備品	1,072,215	1,060,901	11,314	22,617
ソフトウェア	2,326,000	757,766	1,568,234	400,400
	44,562,004	13,405,003	31,157,001	1,401,295

４．所有土地改良施設（維持管理計画書に記載された全ての土地改良施設）

所有土地改良施設の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

基準日：　令和８年３月３１日

施設名及び延長 ※１		事業名	造成年月日（事業年度末日）	耐用年数	経過年数
Ｗ１	天狗岩用水路（ＲＣ）	坂東合口事業	昭和２７年３月３１日	47	74
Ｗ２	天狗岩用水路（ＲＣ）	かんがい排水事業	平成１１年３月３１日	44	27
Ｗ３	天狗岩用水路（ＲＣ）	基幹水利施設整備事業	平成２８年３月３１日	50	10
Ｗ４	天狗岩用水路（鋼板）	基幹水利施設整備事業	平成２８年３月３１日	50	10
Ｗ５	天狗岩用水路（鋼板）	基幹水利施設整備事業	平成３０年３月３１日	50	8
Ｗ６	利根川放水路（更新）	維持管理適正化事業	平成２８年３月３１日	40	10
Ｇ１	沈砂池　制水門	坂東合口事業	昭和２７年３月３１日	30	74
Ｇ２	沈砂池　排砂門	坂東合口事業	昭和２７年３月３１日	30	74
Ｇ３	沈砂池　排砂門（更新）	基幹水利施設整備事業	令和２年３月３１日	30	6
Ｇ４	吉岡制水門	かんがい排水事業	平成８年３月３１日	30	30
Ｇ５	吉岡余水吐門（県）	坂東水系総合開発事業	昭和５７年３月３１日	30	44
Ｇ６	吉岡余水吐門（更新）	維持管理適正化事業	平成２３年３月３１日	30	15
Ｇ７	午王頭川余水吐門	かんがい排水事業	平成８年３月３１日	30	30
Ｇ８	五千石堰（分水堰）	かんがい排水事業	平成８年３月３１日	30	30

施設名	取得価額※（資本的支出）	減価償却額	減価償却累計額	当期末残高	国・県等負担分（補助金投入分）	
Ｗ１	171,682,000	3,652,809	171,681,999	1		
Ｗ２	913,065,000	20,751,478	560,289,906	352,775,094		
Ｗ３	90,590,000	1,811,800	18,118,000	72,472,000		
Ｗ４	267,642,000	5,352,840	53,528,400	214,113,600		
Ｗ５	81,886,000	1,637,720	13,101,760	68,784,240		
Ｗ６	4,287,600	107,190	1,071,900	3,215,700	60%	1,929,420
Ｇ１	1,039,000	34,634	1,038,999	1		
Ｇ２	693,000	23,100	692,999	1		
Ｇ３	14,322,000	477,400	2,864,400	11,457,600		
Ｇ４	24,846,000	828,200	24,845,999	1		
Ｇ５	7,024,000	234,134	7,023,999	1		
Ｇ６	6,447,000	214,900	3,223,500	3,223,500	60%	1,934,100
Ｇ７	9,658,000	321,934	9,657,999	1		
Ｇ８	10,975,000	365,834	10,974,999	1		
	1,604,156,600	35,813,973	878,114,859	726,041,741		3,863,520
	10,734,600	322,090	4,295,400	6,439,200	60%	193,254

※所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額とする。

５．補助金等の当期末残高

所有土地改良施設のうち、国庫等負担分を受取補助金等として計上している。

６．指定正味財産から一般正味財産への振替額

所有土地改良施設減価償却費のうち、国庫等負担分を一般正味財産への振替額として計上している。

７．その他

（１）未収賦課金等の明細

調定年度	区分（勘定科目）	件数	期首残高	当期増減額（△）	期末残高
当年度	流動資産－未収賦課金等	１０件	160,485		160,485
	過年度収入（年度内）	８件		△ 150,443	△ 150,443
	長期未収賦課金（次年度へ）	２件		△ 10,042	△ 10,042
	未収賦課金（令和７年度分）	４件		64,559	64,559
	未収決済金（令和７年度分）	０件			
	流動資産－未収賦課金等　合計	４件			64,559
過年度	固定資産－長期未収賦課金	９件	32,366		32,366
	長期未収賦課金（令和２年度～）	７件		△ 30,266	2,100
	長期未収賦課金（令和６年度分）	９件	26,348		28,448
	長期未収賦課金（令和６年度分）	５件		△ 9,834	18,614
	未　収　金（前年度から）				
	固定資産－長期未収賦課金　合計	５件			18,614

（２）引当金の明細

区分（勘定科目）	期首残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	期末残高
流動負債－賞与引当金	1,283,706	1,367,761	1,283,706	1,367,761
固定負債－職員退職給付引当金	10,099,783	700,189		10,799,972

（３）積立資産（金融機関別）の明細

科　　目	群馬銀行	ぐんぎん証券	ＪＡ	期末残高
普通預金（一般会計）	5,415,632			5,415,632
備荒積立金	28,554,566			28,554,566
財政調整積立資産	11,638,446			11,638,446
職員退職給付引当資産	10,825,032			10,825,032
転用決済金積立資産	26,068,239	199,871,654	50,000,000	275,939,893
建物等更新積立資産	1,047,358			1,047,358
合計	82,501,915	199,871,654	50,000,000	333,420,927

令和７年度収入支出決算書（案）

会計期間 ：{ 自　令和７年　４月　１日
至　令和８年　３月３１日

（単位：円）

収支区分	予　算　額	決　算　額	比較増減(△)	附　　記
収　　入	40,653,000	39,866,982	△ 786,018	
支　　出	40,653,000	39,866,982	△ 786,018	
差　　引	0	0	0	

※支出決算額には令和８年度への繰越金（４，７７８，８１６円）が含まれる。

令和７年度収入支出決算明細書（案）

【 収 入 】 （単位：円）

勘定科目 / 款項目	予算額	決算額	比較増減（△）	附記
１款 土地改良事業収入	27,072,000	26,451,624	△ 620,376	
１項 経常賦課金収入	21,772,000	21,738,819	△ 33,181	
１目 経常賦課金収入	21,772,000	21,738,819	△ 33,181	賦課調定額（21,771,173） 年度内納入（21,706,614） 未収賦課金（ 32,205） 過年度収入（ 32,354）
２項 特別賦課金収入			-	該当なし
３項 転用決済金収入	5,300,000	4,712,805	△ 587,195	
１目 転用決済金収入	5,300,000	4,712,805	△ 587,195	賦課調定額（ 4,712,805） 年度内納入（ 4,712,805） 未収賦課金（ 0）完
４項 負担金収入			-	該当なし
２款 附帯事業収入	6,280,000	6,152,124	△ 127,876	
１項 他目的使用料収入	3,963,000	3,962,064	△ 936	
１目 市町維持管理負担金収入	2,000,000	2,000,000	-	市町維持管理負担金 （前橋市・高崎市・玉村町）
２目 発電協力負担金収入	800,000	800,000	-	発電協力費・施設利用負担金 （群馬県企業局）
３目 用水施設管理負担金収入	240,000	239,564	△ 436	陸田使用料
４目 用水施設利用負担金収入	923,000	922,500	△ 500	施設利用負担金 （中群馬・長野堰土地改良区）
２項 手数料収入	1,013,000	886,560	△ 126,440	
１目 滞納処分手数料	6,000		△ 6,000	
２目 督促手数料	7,000	7,000	-	
３目 事務取扱手数料	1,000,000	879,560	△ 120,440	請 求 額（879,560） 年度内納入（859,560） 未 収 金（ 20,000）納 過年度収入（ ）
３項 多面的機能支払活動組織業務受託料収入	1,304,000	1,303,500	△ 500	
１目 事務受託料収入	1,304,000	1,303,500	△ 500	委託契約額（1,303,500） 年度内納入（1,303,500）完

勘定科目 款項目	予算額	決算額	比較増減 (△)	附記
3款　基本財産運用収入	351,000	350,061	△ 939	
1項　基本財産利息収入	71,000	70,541	△ 459	特定預金利息
1目　備荒積立金利息収入	71,000	70,541	△ 459	
2項　基本財産賃貸料収入	280,000	279,520	△ 480	
1目　土地賃借料収入	280,000	279,520	△ 480	ケイマンゴルフ・電柱敷地料
4款　特定資産運用収入	2,186,000	2,180,217	△ 5,783	
1項　特定資産利息収入	2,186,000	2,180,217	△ 5,783	特定預金利息
1目　財政調整積立資産利息収入	3,000	2,224	△ 776	
2目　職員退職給付引当資産利息収入	26,000	25,249	△ 751	
3目　転用決済金積立資産利息収入	2,155,000	2,151,380	△ 3,620	
5目　建物等更新積立資産利息収入	2,000	1,364	△ 636	
5款　補助金等収入			-	該当なし
6款　交付金収入			-	該当なし
7款　業務受託料収入			-	該当なし
8款　雑　収　入	224,000	196,849	△ 27,151	
1項　受取利息配当金収入	35,000	26,789	△ 8,211	
1目　受取利息収入	35,000	26,789	△ 8,211	普通預金利息
2項　過年度収入	189,000	170,060	△ 18,940	
1目　過年度収入	189,000	170,060	△ 18,940	未収決済金（134,137） 未収賦課金（ 35,923）過年度
3項　過怠金収入			-	該当なし
9款　借入金収入			-	該当なし
10款 基本財産取崩収入	1,000		△ 1,000	
1項　備荒積立金取崩収入	1,000		△ 1,000	
1目　備荒積立金取崩収入	1,000		△ 1,000	
2項　事業積立金取崩収入			-	該当なし

勘定科目 款項目	予算額	決算額	比較増減 (△)	附記
１１款 特定資産取崩収入	2,000		△ 2,000	
1項 財政調整積立資産取崩収入	1,000		△ 1,000	
1目 財政調整積立資産取崩収入	1,000		△ 1,000	
2項 職員退職給付引当資産取崩収入	1,000		△ 1,000	
1目 職員退職給付引当資産取崩収入	1,000		△ 1,000	
3項 転用決済金積立資産取崩収入			-	該当なし
4項 施設更新積立資産取崩収入			-	該当なし
１２款 固定資産売却収入			-	該当なし
１３款 繰越金	4,537,000	4,536,107	△ 893	
1項 前年度繰越金	4,537,000	4,536,107	△ 893	
1目 前年度繰越金	4,537,000	4,536,107	△ 893	令和６年度からの繰越金
収入合計	40,653,000	39,866,982	△ 786,018	

【 支 出 】 （単位：円）

勘定科目 / 款項目	予算額	決算額	比較増減（△）	附記
1款 土地改良事業費支出	6,420,000	4,720,132	△ 1,699,868	
1項 維持管理費支出	6,420,000	4,720,132	△ 1,699,868	
1目 給料手当	1,660,000	1,651,748	△ 8,252	
2目 臨時雇賃金	500,000	469,800	△ 30,200	年度内（436,200） 未払賃金（33,600）
3目 旅費交通費	50,000		△ 50,000	
5目 消耗什器備品費	100,000	8,291	△ 91,709	
6目 修繕費	100,000	57,070	△ 42,930	
7目 水道光熱費	100,000	84,263	△ 15,737	年度内（79,422） 未払金（4,841）
9目 支払保険料	10,000	6,470	△ 3,530	
10目 支払負担金等	600,000	583,000	△ 17,000	坂東大堰土地改良区連合負担金
11目 業務委託費	3,200,000	1,797,000	△ 1,403,000	天狗岩用水 年間管理業務ほか
12目 調査費	30,000		△ 30,000	
13目 雑費	70,000	62,490	△ 7,510	
2項 適正化事業費支出			-	該当なし
3項 適正化事業拠出金支出			-	該当なし
4項 その他事業費支出			-	該当なし
2款 附帯事業費支出	1,304,000	1,239,805	△ 64,195	
1項 多面的機能支払交付金支出	1,304,000	1,239,805	△ 64,195	
1目 給料手当	920,000	920,000	-	
2目 臨時雇賃金	120,000	120,000	-	年度内（63,600） 未払賃金（56,400）
3目 旅費交通費	10,000		△ 10,000	
4目 通信運搬費	30,000	28,520	△ 1,480	年度内（26,155） 未払金（ 2,365）
5目 消耗什器備品費	34,000	15,285	△ 18,715	年度内（ 1,821） 未払金（13,464）
7目 水道光熱費	10,000	6,000	△ 4,000	
11目 業務委託費	150,000	150,000	-	
13目 雑費	30,000		△ 30,000	

勘定科目 款項目	予算額	決算額	比較増減 (△)	附記
3款 一般管理費支出	24,061,000	22,709,048	△ 1,351,952	
1項 運営事務費支出	22,141,000	21,206,226	△ 934,774	
1目 役員報酬	2,000,000	2,000,000	-	
2目 給料手当	7,780,000	7,779,349	△ 651	【予算流用（目相互間）】 21目_租税公課 10,000円（△）
3目 臨時雇賃金	590,000	532,800	△ 57,200	年度内（ 472,800） 未払賃金（ 60,000）
4目 賞与支払	3,900,000	3,892,978	△ 7,022	
6目 福利厚生費	2,650,000	2,501,923	△ 148,077	年度内（ 2,361,593） 未払社会保険料（ 140,330）
7目 研修費	350,000	311,804	△ 38,196	
8目 交際費	50,000	30,119	△ 19,881	
9目 選挙費	1,000		△ 1,000	
10目 総代会費	550,000	535,185	△ 14,815	年度内（ 524,424） 未払金（ 10,761）
11目 その他会議費	100,000	58,884	△ 41,116	
12目 旅費交通費	750,000	627,030	△ 122,970	
13目 通信運搬費	280,000	222,206	△ 57,794	年度内（ 207,642） 未払金（ 14,564）
14目 消耗什器備品費	200,000	147,709	△ 52,291	年度内（ 140,170） 未払金（ 7,539）
15目 印刷製本費	730,000	658,460	△ 71,540	
16目 支払手数料	580,000	443,713	△ 136,287	年度内（ 440,479） 未払金（ 3,234）
17目 支払保険料	250,000	209,850	△ 40,150	
19目 支払負担金等	60,000	58,000	△ 2,000	
20目 業務委託費	580,000	521,116	△ 58,884	
21目 租税公課	540,000	521,100	△ 18,900	【予算流用（目相互間）】 2目_給料手当 10,000円（▼）
22目 雑費	200,000	154,000	△ 46,000	
2項 事務所費支出	1,920,000	1,502,822	△ 417,178	
1目 修繕費	450,000	287,232	△ 162,768	
2目 水道光熱費	470,000	401,012	△ 68,988	年度内（ 368,504） 未払金（ 32,508）
3目 賃借料	1,000,000	814,578	△ 185,422	年度内（ 759,584） 未払金（ 54,994）
4款 借入金返済支出			-	該当なし

勘定科目 款項目	予算額	決算額	比較増減 (△)	附記
5款　支払利息			-	該当なし
6款　固定資産取得支出	3,000		△ 3,000	
1項 土地取得支出			-	該当なし
2項 建物取得支出			-	該当なし
3項 機械及び装置取得支出			-	該当なし
4項 車両運搬具取得支出			-	該当なし
5項 器具備品取得支出	1,000		△ 1,000	
1目 器具備品取得支出	1,000		△ 1,000	
6項 リース資産取得支出	1,000		△ 1,000	
1目 リース資産取得支出	1,000		△ 1,000	
7項 ソフトウェア取得支出	1,000		△ 1,000	
1目 ソフトウェア取得支出	1,000		△ 1,000	
7款　基本財産積立支出	340,000	338,061	△ 1,939	
1項 備荒積立金支出	340,000	338,061	△ 1,939	
1目 備荒積立金支出	340,000	338,061	△ 1,939	土地賃借料（ 267,520） 預金利息（ 70,541）
2項 事業積立金支出			-	該当なし
8款　特定資産積立支出	6,666,000	6,081,120	△ 584,880	特定資産を積み増すための支出
1項 財政調整積立資産積立支出	3,000	2,224	△ 776	
1目 財政調整積立資産積立支出	3,000	2,224	△ 776	預金利息（ 2,224）
2項 職員退職給付引当積立資産積立支出	726,000	725,249	△ 751	
1目 職員退職給付引当積立資産積立支出	726,000	725,249	△ 751	積立額（ 700,000） 預金利息（ 25,249）
3項 転用決済金積立資産積立支出	5,435,000	4,852,283	△ 582,717	
1目 転用決済金積立資産積立支出	5,435,000	4,852,283	△ 582,717	積立額（ 4,712,805） 過年度収入（ 134,137） 預金利息（ 5,341）
4項 施設更新積立資産積立支出			-	該当なし
5項 建物等更新積立資産積立支出	502,000	501,364	△ 636	
1目 建物等更新積立資産積立支出	502,000	501,364	△ 636	積立額　（ 500,000） 預金利息（ 1,364）

勘定科目 款項目	予算額	決算額	比較増減 (△)	附記
9款 雑支出			-	該当なし
10款 繰越金	1,500,000	4,778,816	3,278,816	
1項 次年度繰越金	1,500,000	4,778,816	3,278,816	
1目 次年度繰越金	1,500,000	4,778,816	3,278,816	令和８年度への繰越金
11款 予備費	359,000		△ 359,000	
1項 予備費	359,000		△ 359,000	
1目 予備費	359,000		△ 359,000	
支出合計	40,653,000	39,866,982	△ 786,018	

※令和８年度への繰越金は、４，７７８，８１６円となる。

収入支出決算書に対する注記

１．資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金のほか、資金収支整理期間（５月３１日）内に決済が完了するその他未収金及び未払金並びに預り金を含める。

なお、財政調整積立資産のうち、年度当初の財源不足に充当する繰替運用額についても、資金の範囲に含める。

２．次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

（単位：円）

勘　定　科　目	前期末残高	当期末残高
現金及び預金	6,484,919	5,415,632
その他未収金	1,168,485	84,559
うち、未納額	▲ 156,308	▲ 32,354
合　計	7,497,096	5,467,837
未　払　金	546,642	434,600
預　り　金	2,414,347	254,421
合　計	2,960,989	689,021
次期繰越収支差額	4,536,107	4,778,816

議案第３号

令和７年度財産目録の承認について

このことは、次のとおりにつき承認を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　承認

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

財　産　目　録（案）

令和８年　３月３１日現在

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ．資産の部			
１．流動資産			
現金及び預金（小口現金含む）			
群馬銀行　本店営業部	5,415,632		
未収賦課金等（　４件）	64,559		
その他未収金（　５件）	20,000		
流動資産　合計		5,500,191	
２．固定資産			
（１）基本財産			
山林、宅地及びその従物（事務所用地）	31,227,097		
備荒積立金	28,554,566		
群馬銀行　本店営業部（大口定期　１件）			
基本財産　合計		59,781,663	
（２）特定資産			
所有土地改良施設（２施設）	10,734,600		
利根川放水路・吉岡余水吐門	△ 4,295,400	6,439,200	
土地改良施設用地（水路用地）	69,519,160		
用悪水路（69,519.16㎡）		69,519,160	
財政調整積立資産	11,638,446		
群馬銀行　本店営業部（普通定期　２件）		11,638,446	
職員退職給付引当積立資産	10,825,032		
群馬銀行　本店営業部（大口定期　１件）		10,825,032	
転用決済金積立資産	275,939,893		
群馬銀行　本店営業部（大口定期　１件）		26,068,239	
ぐんぎん証券（国　債　１件）		100,383,219	
（地方債　１件）		99,488,435	
前橋市農業協同組合　西部支所			
（大口定期　１件）		10,000,000	
高崎市農業協同組合（高崎東支所）			
（大口定期　１件）		20,000,000	
佐波伊勢崎農業協同組合（たまむら支店）			
（大口定期　１件）		20,000,000	
建物等更新積立資産	1,047,358		
群馬銀行　本店営業部（普通定期　１件）		1,047,358	
特定資産　合計		375,409,089	
（３）その他固定資産			
建　　物	36,584,289		
前橋市新前橋町14-40（267.36㎡）	△ 8,688,766	27,895,523	
構　築　物	1,831,500		
世界かんがい施設遺産登録記念碑	△ 149,572	1,681,928	

科　　目	金　　額		
車両運搬具	2,748,000		
軽貨物車及び軽乗用車（２台）	△ 2,747,998	2	
器具備品等	1,072,215		
会議用テーブルセット、耐火金庫等	△ 1,060,901	11,314	
無形固定資産	2,326,000		
ソフトウェア（農地情報・会計システム）	△ 757,766	1,568,234	
長期未収賦課金等	18,614		
過年度未収賦課金（２名・５件）		18,614	
その他固定資産　合計		31,175,615	
固定資産　合計		466,366,367	
資　　産　合計			471,866,558
Ⅱ．負債の部			
１．流動負債			
未払金（１７件）	434,600		
預り金（　２件）	254,421		
賞与引当金	1,367,761		
流動負債　　合計		2,056,782	
２．固定負債			
職員退職給付引当金	10,825,032		
固定負債　　合計		10,825,032	
負　　債　　合計			12,881,814
Ⅲ．正味財産の部			
１．指定正味財産			
（１）補助金等			
受取補助金（所有土地改良施設）	3,863,520		
指定正味財産　合計		3,863,520	
２．一般正味財産	455,121,224		
一般正味財産　合計		455,121,224	
正味財産　合計			458,984,744
負債及び正味財産　合計			471,866,558

監　査　報　告　書

　天狗岩堰土地改良区　令和７年度事業報告書、財務諸表等並びに業務の執行、会計経理等について監査したところ、関係諸帳簿並びに会計処理は、正確且つ適正であることを認めましたので、ご報告します。

令和８年６月１１日

天狗岩堰土地改良区

総括監事　　横堀　　德壽

第一監事　　手島　　明敏

監　　事　　阿久澤 一義

監　　事　　小野里 正美

会　計　報　告　書

天狗岩堰土地改良区の毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高について、会計細則第３２条各号の規定に基づき、適正に照合されていることを確認しましたので、ご報告します。

令和８年６月１１日

天狗岩堰土地改良区

会計担当理事　武井　正利

会計主任　　磯田　　靖

会計補助者　　木下　左教

議案第４号

定款変更について

このことは、次のとおりにつき議決を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　議決

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）

第　１　章　　総　　則

（目　的）

第 １ 条　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第 ２ 条　この土地改良区は、天狗岩堰土地改良区という。

２．この土地改良区の認可番号は、群第４１号である。

（地　区）

第 ３ 条　この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町名	大字名又は町名	字名	地域
前橋市	総社町植野	東新井･クヌ木･立石･勝山	一円の田
	総社町総社･総社町･問屋町･大友町 大渡町･石倉町･下石倉町･箱田町 後家町･前箱田町･川曲町･稲荷新田町 下新田町･上新田町･小相木町･古市町 江田町･大利根町･青葉町･新前橋町 光が丘町･朝日が丘町	―――――	一円の田
	元総社町	草作･小見･弥勒を除く	一円の田
	鳥羽町	金尾･金尾北を除く	一円の田
高崎市	中尾町･日高町･新保田中町･新保町 東貝沢町･大沢町･京目町･萩原町 元島名町･矢島町･島野町･西島町 西横手町･宿横手町･中島町･上滝町 下滝町･下斉田町･八幡原町	―――――	一円の田
	井野町･貝沢町･東貝沢町	井野川より右岸の地域を除く	一円の田
	正観寺町	前久保･天神窪･村東	一円の田
	小八木町	宮巡･村東･宮東･関添･向田 井野川･薬研寺･韮貝戸･大明神 村前･阿弥陀･今神･新井	一円の田
玉村町	板井･斉田･福島･与六分･上新田 下新田･南玉･上飯島･上之手･角渕 八幡原･宇貫･箱石･下之宮･小泉 五料･飯倉･川井･下茂木･後箇 上茂木	―――――	一円の田

天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）

第　１　章　　総　　則

（目　的）

第 １ 条　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第 ２ 条　この土地改良区は、天狗岩堰土地改良区という。

２．この土地改良区の認可番号は、群第４１号である。

（地　区）

第 ３ 条　この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町名	大字名又は町名	字名	地域
前橋市	総社町植野	東新井･クヌ木･立石･勝山	一円の田
	総社町総社･総社町･問屋町･大友町 大渡町･石倉町･下石倉町･箱田町 後家町･前箱田町･川曲町･稲荷新田町 下新田町･上新田町･小相木町･古市町 江田町･大利根町･青葉町･新前橋町 光が丘町･朝日が丘町	―――――	一円の田
	元総社町	草作･小見･弥勒を除く	一円の田
	鳥羽町	金尾･金尾北を除く	一円の田
高崎市	中尾町･日高町･新保田中町･新保町 東貝沢町･大沢町･京目町･萩原町 元島名町･矢島町･島野町･西島町 西横手町･宿横手町･中島町･上滝町 下滝町･下斉田町･八幡原町	―――――	一円の田
	井野町･貝沢町･東貝沢町	井野川より右岸の地域を除く	一円の田
	正観寺町	前久保･天神窪･村東	一円の田
	小八木町	宮巡･村東･宮東･関添･向田 井野川･薬研寺･韮貝戸･大明神 村前･阿弥陀･今神･新井	一円の田
玉村町	板井･斉田･福島･与六分･上新田 下新田･南玉･上飯島･上之手･角渕 八幡原･宇貫･箱石･下之宮･小泉 五料･飯倉･川井･下茂木･後箇 上茂木	―――――	一円の田

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）	天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）
（事　業） 第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。 一　坂東大堰土地改良区連合施設から引水するかんがい施設のうち、天狗岩連絡暗渠から下流五千石堰分岐点までの幹線施設の維持管理 二　前号のかんがい施設が災害を受けた場合の災害復旧事業及び突発事故復旧 ２．この土地改良区は、前項のほか、情報通信環境整備事業の計画及び連携管理保全計画の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。 一　情報通信環境整備事業 二（削除） ３．この土地改良区は、利根川に設置された坂東合口取水口の維持管理を（削除）行うため、坂東大堰土地改良区連合に所属する。 ４．この土地改良区は、第１項第１号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲で当該施設を他の目的に使用させることができる。 ５．この土地改良区は、第１項第１号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。 一　農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業 二　発電事業 三　荒廃農地の発生防止のために行う事業 （事務所の所在地） 第５条　この土地改良区の事務所は、群馬県前橋市に置く。 （公告の方法） 第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。 ２．前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知する。 第２章　会　議 （総代会） 第７条　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。 （総代の定数） 第８条　総代の定数は、４０人とする。 （総代の選挙） 第９条　総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。 ２．この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。	（事　業） 第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。 一　坂東大堰土地改良区連合施設から引水するかんがい施設（第２８条を追記）の維持管理 二　第１項第１号のかんがい施設が災害を受けた場合の災害復旧事業及び突発事故復旧 ２．この土地改良区は、前項のほか、情報通信環境整備事業の計画及び連携管理保全計画の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。 一　情報通信環境整備事業 二　連携管理保全事業 ３．この土地改良区は、利根川に設置された坂東合口取水口の維持管理を共同して行うため、坂東大堰土地改良区連合に所属する。 ４．この土地改良区は、第１項第１号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲で当該施設を他の目的に使用させることができる。 ５．この土地改良区は、第１項第１号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。 一　農地維持、資源向上等の多面的機能支払交付金を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業 二　発電事業 三　荒廃農地の発生防止のために行う事業 （事務所の所在地） 第５条　この土地改良区の事務所は、前橋市新前橋町１４番地４０に置く。 （公告の方法） 第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。 ２．前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知する。 第２章　会　議 （総代会） 第７条　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。 （総代の定数） 第８条　総代の定数は、４０人とする。 （総代の選挙） 第９条　総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。 ２．この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）	天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）
（総代の任期） 第１０条　総代の任期は、４年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。 ただし、土地改良法（以下「法」という。）第２３条第４項において準用する法第２９条の３第１項の規定による改選並びに法第１３６条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。 ２．前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。	（総代の任期） 第１０条　総代の任期は、４年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。 ただし、土地改良法（以下「法」という。）第２３条第４項において準用する法第２９条の３第１項の規定による改選並びに法第１３６条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。 ２．前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。
（総代の失職） 第１１条　総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。	（総代の失職） 第１１条　総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。
（通常総代会の時期） 第１２条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度１回３月とする。	（通常総代会の時期） 第１２条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度１回３月とする。
（組合員の請求による会議招集） 第１３条　組合員が、総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から２０日以内に総代会を招集しなければならない。	（組合員の請求による会議招集） 第１３条　組合員が、総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から２０日以内に総代会を招集しなければならない。
（書面又は代理人による議決） 第１４条　やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。 ２．書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。 ３．総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。	（書面又は代理人による議決） 第１４条　やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。 ２．書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。 ３．総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。
（議決方法の特例等） 第１５条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第８３条の２第３項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。	（議決方法の特例等） 第１５条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。
第１６条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに２０日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の３分の１以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。	第１６条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに２０日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の３分の１以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。
（議　長） 第１７条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。	（議　長） 第１７条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）	天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）
（総　会） 第１８条　第１３条から前条までの規定は、総会について準用する。	（総　会） 第１８条　第１３条から前条までの規定は、総会について準用する。
第　３　章　　役　　員	第　３　章　　役　　員
（役員の定数） 第１９条　この土地改良区の役員定数は、理事１２人及び監事４人とする。 ２．前項の監事定数のうち、１人は法第１８条第７項各号の全てに該当する者とする。	（役員の定数） 第１９条　この土地改良区の役員定数は、理事１２人及び監事４人とする。 ２．第１項の理事定数のうち、１人は女性とする。（削除） ３．第１項の監事定数のうち、１人は法第１８条第７項各号の全てに該当する者とする。
（役員の選任） 第２０条　役員は、総代が総代会において選任する。 ２．この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。	（役員の選任） 第２０条　役員は、総代が総代会において選任する。 ２．この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。
（理事長、副理事長） 第２１条　理事は、理事長１人、副理事長２人を互選するものとする。	（理事長、副理事長） 第２１条　理事は、理事長１人、副理事長２人を互選するものとする。
第２２条　理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。 ２．副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、それぞれあらかじめ定められた順位により、理事長の職務を代理し、また代行するものとする。 ３．理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。	第２２条　理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。 ２．副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、それぞれあらかじめ定められた順位により、理事長の職務を代理し、また代行するものとする。 ３．理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
（事務の決定） 第２３条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。	（事務の決定） 第２３条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。
（監事の職務） 第２４条　監事は、少なくとも毎事業年度２回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。 ２．監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。	（監事の職務） 第２４条　監事は、少なくとも毎事業年度２回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。 ２．監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。
（役員の任期等） 第２５条　役員の任期は４年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第２９条の３第１項及び第１３４条第２項の規定による改選、法第１３６条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。 ２．前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。	（役員の任期等） 第２５条　役員の任期は４年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第２９条の３第１項及び第１３４条第２項の規定による改選、法第１３６条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。 ２．前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）	天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）
（役員の失職） 第２６条　理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。	（役員の失職） 第２６条　理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。
第　４　章　　経費の分担	第　４　章　　経費の分担
（経費分担の基準） 第２７条　第４条第１項第１号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。 ２．この土地改良区の所属する坂東大堰土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。 ３．前２項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。	（経費分担の基準） 第２７条　第４条第１項第１号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。 ２．この土地改良区の所属する坂東大堰土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。 ３．前２項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。
（経費分担の区分） 第２８条（削除）	（経費分担の区分） 第２８条　この土地改良区の用水取水施設及び用水路の維持管理に要する経費は、別に定めがあるもののほか、次の区分により負担するものとする。 一　連絡暗渠から、下流五千石堰分岐点までの、幹線水路の維持修繕に要する費用は、総てこの土地改良区の負担とする。 二　五千石堰分岐点下流幹線水路及び各堰の維持修繕は、各その関係地域が、この土地改良区の承認を得てこれを施行し、その経費は、各その関係地域の負担とする。 三　幹線水路から分水支線の修築浚渫は、各その関係地域が施行し、その経費は総てその関係地域の負担とする。
（賦課徴収の方法） 第２８条　前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。	（賦課徴収の方法） 第２９条　第２７条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。
（特別徴収金） 第３０条（削除）	（特別徴収金） 第３０条　この土地改良区は、法第９０条の２及び第９１条の２の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。 ２．前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。
（督　促） 第２９条　法第３９条の規定に基づく督促は、その納付期限後６０日以内に督促状を発してこれをするものとする。	（督　促） 第３１条　法第３９条の規定に基づく督促は、その納付期限後６０日以内に督促状を発してこれをするものとする。

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）	天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）
（過怠金） 第３０条　第２７条の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金１００円につき１日金４銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料１００円を過怠金として徴収する。（ただし、以下削除） ２．前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の１００分の４に相当する額を過怠金として徴収する。 ３．前２項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。	（過怠金） 第３２条　第２７条の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金１００円につき１日金４銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料１００円を過怠金として徴収する。ただし、延滞金を計算する場合、１００円未満の端数については全額切り捨てるものとする。 ２．前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の１００分の４に相当する額を過怠金として徴収する。 ３．前２項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。
第　５　章　　土地改良区連合の議員	第　５　章　　土地改良区連合の議員
（議員の被選出区及び定数） 第３３条（削除）	（議員の被選出区及び定数） 第３３条　坂東大堰土地改良区連合議員の被選出区及びその区域から選出すべき議員の定数は次のとおりとする。
（議員の選出） 第３１条　この土地改良区が選出すべき坂東大堰土地改良区連合の議員は、組合員である総代のうちから総代会において選出する。 ２．（削除）	（議員の選出） 第３４条　この土地改良区が選出すべき坂東大堰土地改良区連合の議員は、前条の規定に基づき、総代のうちから総代会において選出する。 ２．この定款で定めるもののほか、議員の選出方法に関しては、定款附属書役員選任規程を準用する。
（議員の失職） 第３２条　前条の規定により選出した議員が総代の職を失ったときは、議員の職を失う。	（議員の失職） 第３５条　前条の規定により選出した議員が総代の職を失ったときは、議員の職を失う。

被選出区	被　選　出　区　域	定 数
第１被選出区	前橋市　総社町植野（字東新井･クヌ木･立石･勝山）･総社町総社･総社町 問屋町･元総社町（字草作･小見･弥勒を除く）･大友町･大渡町 石倉町･下石倉町･鳥羽町（字金尾･金尾北を除く） 箱田町･後家町･前箱田町･川曲町･稲荷新田町･下新田町･上新田町 小相木町･古市町･江田町･大利根町･青葉町･新前橋町･光が丘町 朝日が丘町	１人
第２被選出区	高崎市　中尾町･日高町･新保田中町･新保町･正観寺町（字前久保･天神窪 村東）･小八木町（字宮巡･村東･宮東･関添･向田･井野川･薬研寺 韮貝戸･大明神･村前･阿弥陀･今神･新井）･東貝沢町 井野町及び貝沢町（但し、井野川より右岸の地域を除く）	１人
第３被選出区	高崎市　大沢町･京目町･萩原町･島野町･元島名町･矢島町･西島町	１人
第４被選出区	高崎市　西横手町･宿横手町･中島町･上滝町･下滝町･下斉田町･八幡原町	１人
第５被選出区	玉村町　板井･八幡原･宇貫･斉田･福島･与六分･上新田･下新田･南玉 上飯島･上之手･角渕	１人
第６被選出区	玉村町　箱石･下之宮･小泉･五料･飯倉･川井･下茂木･後箇･上茂木	１人

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）	天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）
第　６　章　　雑　　則	第　６　章　　雑　　則
（部及び委員会） 第３３条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として部を置く。 ２．この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く ３．理事会は、前２項に規定する各部又は各委員会ごとに担当理事を定める。	（部及び委員会） 第３６条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として部を置く。 ２．この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く ３．理事会は、前２項に規定する各部又は各委員会ごとに担当理事を定める。
（加入金） 第３４条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。 ２．前項の加入金の額は、当該土地を編入すべき区域の状況により、総代会の議決により定める。	（加入金） 第３７条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。 ２．前項の加入金の額は、当該土地を編入すべき区域の状況により、総代会の議決により定める。
（賦課金以外の徴収金についての過怠金） 第３５条　前条の規定による加入金、法第４３条第２項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第３０条の規定を準用する。	（賦課金以外の徴収金についての過怠金） 第３８条　前条の規定による加入金、法第４３条第２項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第３２条の規定を準用する。
（基本財産） 第３６条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。 ２．前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。 ３．この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。	（基本財産） 第３９条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。 ２．前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。 ３．この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。
（財産の分配の制限） 第３７条　この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。 ２．（削除）	（財産の分配の制限） 第４０条　この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。 ２．この土地改良区は、天狗岩堰普通水利組合の権利、義務、財産等一切を継承するものとする。
（残余財産の帰属者） 第３８条　この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。 ２．前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。	（残余財産の帰属者） 第４１条　この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。 ２．前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。
（事業年度） 第３９条　この土地改良区の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。	（事業年度） 第４２条　この土地改良区の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）	天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）
（電磁的方法） 第４０条　この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。 ２．この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。	（電磁的方法） 第４３条　この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。 ２．その定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。
（委任） 第４１条　この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。	（委任） 第４４条　この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。
附　　則	附　　則
１．この土地改良区の組織変更当時の理事及び監事は、この定款にかかわらず、土地改良施行規則第１００条の規定に基づき、組合会の選任するところによる。	１．この土地改良区の組織変更当時の理事及び監事は、この定款にかかわらず、土地改良施行規則第１００条の規定に基づき、組合会の選任するところによる。
２．この定款の第９条及び第１７条変更当時の総代及び役員は、この定款にかかわらず、任期満了の日までその職務を行うものとする。	２．この定款の第９条及び第１７条変更当時の総代及び役員は、この定款にかかわらず、任期満了の日までその職務を行うものとする。
３．昭和３９年３月２５日の通常総代会において当選した監事の任期は、この定款の規定にかかわらず、昭和４０年１０月３０日までとする。	３．昭和３９年３月２５日の通常総代会において当選した監事の任期は、この定款の規定にかかわらず、昭和４０年１０月３０日までとする。
４．この土地改良区へ合併する以前に、小河原堰土地改良区職員退職給与金支給規程の適用を受けていたものは、その在職年数を加えて、天狗岩堰土地改良区職員退職給与金支給規程の適用を受けられるものとする。	４．この土地改良区へ合併する以前に、小河原堰土地改良区職員退職給与金支給規程の適用を受けていたものは、その在職年数を加えて、天狗岩堰土地改良区職員退職給与金支給規程の適用を受けられるものとする。
５．昭和４０年１０月１８日の総代会において議決した定款変更前の定款の規定により選挙された役員は、その任期残任期間中は、変更後の定款の規定により選挙されたものとみなす。	５．昭和４０年１０月１８日の総代会において議決した定款変更前の定款の規定により選挙された役員は、その任期残任期間中は、変更後の定款の規定により選挙されたものとみなす。
６．昭和４３年３月２７日の総代会において議決した改正定款の役員の任期は、当該定款改正後に選挙される役員から適用するものとする。	６．昭和４３年３月２７日の総代会において議決した改正定款の役員の任期は、当該定款改正後に選挙される役員から適用するものとする。
７．理事・監事の任期を同一にするため、平成元年１０月中に選挙され当選した監事の任期は、平成４年１０月２５日までとする。	７．理事・監事の任期を同一にするため、平成元年１０月中に選挙され当選した監事の任期は、平成４年１０月２５日までとする。
８．平成４年３月３１日の総代会において議決された、改正定款及び附属書役員選挙規程は、改正後に行われる選挙から適用するものとする。	８．平成４年３月３１日の総代会において議決された、改正定款及び附属書役員選挙規程は、改正後に行われる選挙から適用するものとする。
９．平成５年３月２９日の総代会において議決された、定款及び附属書役員選挙規程の改正条文は、平成５年４月１日より適用する。	９．平成５年３月２９日の総代会において議決された、定款及び附属書役員選挙規程の改正条文は、平成５年４月１日より適用する。

天狗岩堰土地改良区　定款（変更後）	天狗岩堰土地改良区　定款（変更前）
10. 平成５年１０月８日の総代会において議決された、定款及び附属書役員選挙規程の改正条文は、平成５年１０月１日より適用する。	10. 平成５年１０月８日の総代会において議決された、定款及び附属書役員選挙規程の改正条文は、平成５年１０月１日より適用する。
11. 平成８年３月２１日の総代会において議決された、定款の改正条文は、平成８年４月１日より適用する。	11. 平成８年３月２１日の総代会において議決された、定款の改正条文は、平成８年４月１日より適用する。
12. 平成９年３月２５日の総代会において議決された、定款の改正条文は、平成９年４月１日より適用する。	12. 平成９年３月２５日の総代会において議決された、定款の改正条文は、平成９年４月１日より適用する。
13. 平成１３年１０月１８日の総代会において議決された、定款及び附属書役員選挙規程の一部改正は、平成１３年１２月２５日より適用する。	13. 平成１３年１０月１８日の総代会において議決された、定款及び附属書役員選挙規程の一部改正は、平成１３年１２月２５日より適用する。
14. 平成１８年３月３０日の総代会において議決された、改正定款は、改正後行われる選挙から適用するものとする。	14. 平成１８年３月３０日の総代会において議決された、改正定款は、改正後行われる選挙から適用するものとする。
15. 平成２７年３月２６日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更は、現任総代及び役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。	15. 平成２７年３月２６日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更は、現任総代及び役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。
16. 平成２７年１０月２８日の総代会において議決された定款の変更条文は、平成２８年４月１日より適用する。	16. 平成２７年１０月２８日の総代会において議決された定款の変更条文は、平成２８年４月１日より適用する。
17. 令和元年１０月２９日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和２年４月１６日より適用する。	17. 令和元年１０月２９日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和２年４月１６日より適用する。
18. 令和２年１０月　８日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和２年１１月１８日より適用する。	18. 令和２年１０月　８日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和２年１１月１８日より適用する。
19. 令和３年１０月２６日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和４年１月４日より適用する。	19. 令和３年１０月２６日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和４年１月４日より適用する。
20. 令和６年３月１９日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文は、令和６年　５月１４日より適用する。	20. 令和６年３月１９日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文は、令和６年　５月１４日より適用する。
21. 令和８年３月２５日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和８年７月１７日より適用する。	21. 令和８年３月２５日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和８年７月１７日より適用する。
22. 令和８年１０月　　日の総代会において議決された、定款並びに附属書役員選任規程の変更条文と附属書総代選挙規程は、令和　年　月　　日より適用する。	

議案第５号

定款付属書．総代選挙規程の改正について

このことは、次のとおりにつき議決を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　議決

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更後）

（総代の被選挙権）
第 １ 条　次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。
　一　組合員でない者
　二　未成年者
　三　拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

（選挙区等）
第 ２ 条　総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。
２．総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選 挙 区	選　　挙　　区　　域	定数
第 １ 区 (総社地区)	前橋市　総社町植野（字東新井・クヌ木・立石・勝山）・総社町総社 総社町・問屋町	２人
第 ２ 区 (元総社地区)	前橋市　元総社町（字草作・小見・弥勒を除く）・大友町・大渡町 石倉町・下石倉町・鳥羽町（字金尾・金尾北を除く）	２人
第 ３ 区 (新高尾地区)	高崎市　中尾町・日高町・新保田中町・新保町	５人
第 ４ 区 (中川地区) (貝沢地区)	高崎市　東貝沢町・貝沢町及び井野町（但し、井野川より右岸の地域 を除く）・正観寺町（字前久保・天神窪・村東）・小八木町 （字宮巡・村東・宮東・関添・向田・井野川・薬研寺・韮貝戸 大明神・村前・阿弥陀・今神・新井）	３人
第 ５ 区 (東地区)	前橋市　箱田町・後家町・前箱田町・川曲町・稲荷新田町・下新田町 上新田町・小相木町・古市町・江田町・大利根町・青葉町 新前橋町・光が丘町・朝日が丘町	４人
第 ６ 区 (京ヶ島地区)	高崎市　大沢町・京目町・萩原町・島野町・元島名町・矢島町 西島町	６人
第 ７ 区 (滝川地区)	高崎市　西横手町・宿横手町・中島町・上滝町・下滝町・下斉田町 八幡原町	５人
第 ８ 区 (玉村地区)	玉村町　板井・八幡原・宇貫・斉田・福島・与六分・上新田・下新田 南玉・上飯島・上之手・角渕	８人
第 ９ 区 (芝根地区)	玉村町　箱石・下之宮・小泉・五料・飯倉・川井・下茂木・後箇 上茂木	５人
合　　計		４０人

３．選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が２以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更前）

（総代の被選挙権）
第 １ 条　次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。
　一　組合員でない者
　二　未成年者
　三　拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

（選挙区等）
第 ２ 条　総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。
２．総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選 挙 区	選　　挙　　区　　域	定数
第 １ 区 (総社地区)	前橋市　総社町植野（字東新井・クヌ木・立石・勝山）・総社町総社 総社町・問屋町	２人
第 ２ 区 (元総社地区)	前橋市　元総社町（字草作・小見・弥勒を除く）・大友町・大渡町 石倉町・下石倉町・鳥羽町（字金尾・金尾北を除く）	２人
第 ３ 区 (新高尾地区)	高崎市　中尾町・日高町・新保田中町・新保町	５人
第 ４ 区 (中川地区) (貝沢地区)	高崎市　東貝沢町・貝沢町及び井野町（但し、井野川より右岸の地域 を除く）・正観寺町（字前久保・天神窪・村東）・小八木町 （字宮巡・村東・宮東・関添・向田・井野川・薬研寺・韮貝戸 大明神・村前・阿弥陀・今神・新井）	３人
第 ５ 区 (東地区)	前橋市　箱田町・後家町・前箱田町・川曲町・稲荷新田町・下新田町 上新田町・小相木町・古市町・江田町・大利根町・青葉町 新前橋町・光が丘町・朝日が丘町	４人
第 ６ 区 (京ヶ島地区)	高崎市　大沢町・京目町・萩原町・島野町・元島名町・矢島町 西島町	６人
第 ７ 区 (滝川地区)	高崎市　西横手町・宿横手町・中島町・上滝町・下滝町・下斉田町 八幡原町	５人
第 ８ 区 (玉村地区)	玉村町　板井・八幡原・宇貫・斉田・福島・与六分・上新田・下新田 南玉・上飯島・上之手・角渕	８人
第 ９ 区 (芝根地区)	玉村町　箱石・下之宮・小泉・五料・飯倉・川井・下茂木・後箇 上茂木	５人
合　　計		４０人

３．選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が２以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更後）	天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更前）
（選挙の時期） 第 3 条　総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前６０日から１０日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から３０日以内に行わなければならない。	（選挙の時期） 第 3 条　総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前６０日から１０日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から３０日以内に行わなければならない。
（選挙の公告） 第 4 条　選挙の期日は、その期日から５日前までに公告するものとする。 ２．前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。	（選挙の公告） 第 4 条　選挙の期日は、その期日から５日前までに公告するものとする。 ２．前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。
（投票区等） 第 5 条　この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。 ２．投票区ごとに一投票所を置く。 ３．第１項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。	（投票区等） 第 5 条　この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。 ２．投票区ごとに一投票所を置く。 ３．第１項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。
（選挙管理者等） 第 6 条　選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。 ２．前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第１項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。 ただし、第１９条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。 ３．選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。	（選挙管理者等） 第 6 条　選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。 ２．前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第１項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。 ただし、第１９条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。 ３．選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。
（選挙管理者の職務） 第 7 条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、開票管理者から第９条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名（以下削除）しなければならない。	（選挙管理者の職務） 第 7 条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、開票管理者から第９条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。
（投票管理者の職務） 第 8 条　投票管理者は、投票に関する事務を担任し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名（以下削除）しなければならない。 ２．投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。 ３．選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。	（投票管理者の職務） 第 8 条　投票管理者は、投票に関する事務を担任し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。 ２．投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。 ３．選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。
（開票管理者の職務） 第 9 条　開票管理者は、開票に関する事務を担任し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名（以下削除）しなければならない。 ２．選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。	（開票管理者の職務） 第 9 条　開票管理者は、開票に関する事務を担任し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。 ２．選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更後）	天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更前）
（選挙録等の保存） 第１０条　選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。	（選挙録等の保存） 第１０条　選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。
（選挙立会人等） 第１１条　選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各２人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごと（第５条第１項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあっては投票区ごと）に各２人）を指名するものとする。 ただし、第１９条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。 ２．選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。	（選挙立会人等） 第１１条　選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各２人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごと（第５条第１項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあっては投票区ごと）に各２人）を指名するものとする。 ただし、第１９条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。 ２．選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。
（投票） 第１２条　投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。 ２．投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。 ３．投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、１人とする。 ４．投票開始の時刻は午前９時とし、投票終了の時刻は午後２時とする。 ５．午後２時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。	（投票） 第１２条　投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。 ２．投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。 ３．投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、１人とする。 ４．投票開始の時刻は午前９時とし、投票終了の時刻は午後２時とする。 ５．午後２時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。
（投票の拒否） 第１３条　投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。	（投票の拒否） 第１３条　投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。
（開票） 第１４条　開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。 ２．開票は、投票の当日又はその翌日に行う。	（開票） 第１４条　開票所は、この土地改良区の事務所（追記）に設ける。 ２．開票は、投票の当日又はその翌日に行う。
（無効投票） 第１５条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。 一　所定の用紙を用いないもの 二　総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。 三　当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの 四　被選挙権のない者の氏名を記載したもの 五　総代の候補者の氏名を自書しないもの 六　総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの 七　投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの 八　当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの	（無効投票） 第１５条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。 一　所定の用紙を用いないもの 二　総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。 三　当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの 四　被選挙権のない者の氏名を記載したもの 五　総代の候補者の氏名を自書しないもの 六　総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの 七　投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの 八　当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更後）	天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更前）
（候補者の立候補等の届出） 第１６条　当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。 ２．総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から２日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。 ３．総代の候補者を推薦するには組合員５人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。 ４．この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の３日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。 ただし、第１９条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第２１条第１項の公告を行うものとする。 ５．総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。 ６．第４項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第１７条第２項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。	（候補者の立候補等の届出） 第１６条　当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。 ２．総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から２日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。 ３．総代の候補者を推薦するには組合員５人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。 ４．この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の３日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。 ただし、第１９条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第２１条第１項の公告を行うものとする。 ５．総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。 ６．第４項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第１７条第２項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。
（立候補等の制限） 第１７条　選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。 ２．総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。	（立候補等の制限） 第１７条　選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。 ２．総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。
（当選人の決定） 第１８条　有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の４分の１以上の得票数がなければならない。 ２．当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。	（当選人の決定） 第１８条　有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の４分の１以上の得票数がなければならない。 ２．当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。
（無投票の当選） 第１９条　総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。 ２．前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。 ３．前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。	（無投票の当選） 第１９条　総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。 ２．前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。 ３．前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。
（当選人の失格） 第２０条　当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。	（当選人の失格） 第２０条　当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更後）	天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更前）
（当選の公告） 第２１条　当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。 ２．前項の通知を受けた日から７日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。	（当選の公告） 第２１条　当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。 ２．前項の通知を受けた日から７日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。
（繰上補充） 第２２条　当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第１８条の例によって、当選人を定めなければならない。 ２．前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。	（繰上補充） 第２２条　当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第１８条の例によって、当選人を定めなければならない。 ２．前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。
（当選の確定及び総代の就任） 第２３条　選挙管理者は、第２１条第２項（前条第２項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。 ２．当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。 ３．前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第２４条の規定による当選、第２５条の規定による当選及び第２７条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第２３条第４項において準用する第２９条の３の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するするものとする。	（当選の確定及び総代の就任） 第２３条　選挙管理者は、第２１条第２項（前条第２項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。 ２．当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。 ３．前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第２４条の規定による当選、第２５条の規定による当選及び第２７条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第２３条第４項において準用する第２９条の３の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するするものとする。
（当選の取消しの場合の措置） 第２４条　法第１３６条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第１８条の例によって、当選人を定めなければならない。 ２．前項の規定により当選人が定まった場合には、第２０条から前条までの規定を準用する。	（当選の取消しの場合の措置） 第２４条　法第１３６条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第１８条の例によって、当選人を定めなければならない。 ２．前項の規定により当選人が定まった場合には、第２０条から前条までの規定を準用する。
（再選挙） 第２５条　第１８条から第２２条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第１３６条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。	（再選挙） 第２５条　第１８条から第２２条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第１３６条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。
（補欠総代の繰上補充） 第２６条　選挙後１年以内に総代の欠員が生じた場合において、第１８条第１項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第１８条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。 ２．前項の場合には、第２０条から第２３条までの規定を準用する。	（補欠総代の繰上補充） 第２６条　選挙後１年以内に総代の欠員が生じた場合において、第１８条第１項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第１８条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。 ２．前項の場合には、第２０条から第２３条までの規定を準用する。
（補欠選挙） 第２７条　選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の６分の１以内であるとき（総代の定数が２人以上６人未満である選挙区にあっては、欠員数が１人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前６月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の３分の２に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。	（補欠選挙） 第２７条　選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の６分の１未満であるとき（総代の定数が２人以上６人未満である選挙区にあっては、欠員数が１人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前６月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の３分の２に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更後）	天狗岩堰土地改良区　総代選挙規程（変更前）
（総選挙） 第２８条　総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。	（総選挙） 第２８条　総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

議案第６号

定款付属書．役員選任規程の改正について

このことは、次のとおりにつき議決を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　議決

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

天狗岩堰土地改良区　役員選任規程（変更後）

（役員の被選任権）

第 １ 条　次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。

一　組合員でない者

二　法　人

三　未成年者

四　破産者で復権のできないもの

五　拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

２．前項第２号から第５号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

（役員の選任）

第 ２ 条　役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。

２．役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第１８条第７項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

３．前２項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次の通りとする。なお、理事の定数１２名のうち、８名以上は耕作を営む組合員とする。

被選任区	被選任区域	定数	
		理事	監事
第１被選任区	前橋市　総社町植野（字東新井･クヌ木･立石･勝山）･総社町総社総社町･問屋町	１人	３人
第２被選任区	前橋市　元総社町（字草作･小見･弥勒を除く）･大友町･大渡町石倉町･下石倉町･鳥羽町（字金尾･金尾北を除く）	１人	
第３被選任区	高崎市　正観寺町（字前久保･天神窪･村東）･小八木町（字宮巡村東･宮東･関添･向田･井野川･薬研寺･韮貝戸･大明神村前･阿弥陀･今神･新井）･井野町（井野川より右岸の地域を除く）	１人	
第４被選任区	高崎市　貝沢町（井野川より右岸の地域を除く）･東貝沢町	１人	
第５被選任区	高崎市　中尾町･日高町･新保田中町･新保町	１人	
第６被選任区	前橋市　箱田町･後家町･前箱田町･川曲町･稲荷新田町･下新田町上新田町･青葉町･小相木町･古市町･江田町･大利根町新前橋町･光が丘町･朝日が丘町	１人	
第７被選任区	高崎市　大沢町･京目町･萩原町･島野町･元島名町･矢島町･西島町	１人	
第８被選任区	高崎市　西横手町･宿横手町･中島町･上滝町･下滝町･下斉田町八幡原町	１人	
第９被選任区	玉村町　板井･八幡原･宇貫･斉田･福島･与六分･上新田･下新田南玉･上飯島･上之手･角渕	２人	
第10被選任区	玉村町　箱石･下之宮･小泉･五料･飯倉･川井･下茂木･後箇･上茂木	１人	
第11被選任区	天狗岩堰土地改良区の区域全域	１人	

天狗岩堰土地改良区　役員選任規程（変更前）

（役員の被選任権）

第 １ 条　次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

一　組合員でない者

二　法　人

三　未成年者

四　破産者で復権のできないもの

五　拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

２．前項第２号から第５号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

（役員の選任）

第 ２ 条　役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。

２．役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第１８条第７項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

３．第１項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次の通りとする。なお、理事の定数１２名のうち、８名以上は耕作を営む組合員とする。

被選任区	被選任区域	定数	
		理事	監事
第１被選任区	前橋市　総社町植野（字東新井･クヌ木･立石･勝山）･総社町総社総社町･問屋町	１人	３人
第２被選任区	前橋市　元総社町（字草作･小見･弥勒を除く）･大友町･大渡町石倉町･下石倉町･鳥羽町（字金尾･金尾北を除く）	１人	
第３被選任区	高崎市　正観寺町（字前久保･天神窪･村東）･小八木町（字宮巡村東･宮東･関添･向田･井野川･薬研寺･韮貝戸･大明神村前･阿弥陀･今神･新井）･井野町（井野川より右岸の地域を除く）	１人	
第４被選任区	高崎市　貝沢町（井野川より右岸の地域を除く）･東貝沢町	１人	
第５被選任区	高崎市　中尾町･日高町･新保田中町･新保町	１人	
第６被選任区	前橋市　箱田町･後家町･前箱田町･川曲町･稲荷新田町･下新田町上新田町･青葉町･小相木町･古市町･江田町･大利根町新前橋町･光が丘町･朝日が丘町	１人	
第７被選任区	高崎市　大沢町･京目町･萩原町･島野町･元島名町･矢島町･西島町	１人	
第８被選任区	高崎市　西横手町･宿横手町･中島町･上滝町･下滝町･下斉田町八幡原町	１人	
第９被選任区	玉村町　板井･八幡原･宇貫･斉田･福島･与六分･上新田･下新田南玉･上飯島･上之手･角渕	２人	
第10被選任区	玉村町　箱石･下之宮･小泉･五料･飯倉･川井･下茂木･後箇･上茂木	１人	
第11被選任区	天狗岩堰土地改良区の区域全域	１人	

天狗岩堰土地改良区　役員選任規程（変更後）	天狗岩堰土地改良区　役員選任規程（変更前）
４．組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が２以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。 ５．役員のうち第１１被選任区の理事は、天狗岩堰土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選任するものとし、当該被選任区の候補者は他の被選任区の候補者と重複することができないものとする。	４．組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が２以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。 ５．役員のうち第１１被選任区の理事は、天狗岩堰土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選任するものとし、当該被選任区の候補者は他の被選任区の候補者と重複することができないものとする。
（選任の時期） 第 ３ 条　役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前６０日から１０日までに、その他の選任にあっては、これを行うべき事由が生じた日から３０日以内に行わなければならない。	（選任の時期） 第 ３ 条　役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前６０日から１０日までに、その他の選任にあっては、これを行うべき事由が生じた日から３０日以内に行わなければならない。
（選任の議決） 第 ４ 条　役員は、総代会の議決によって選任する。	（選任の議決） 第 ４ 条　役員は、総代会の議決によって選任する。
（選任の議案） 第 ５ 条　役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。 ２．理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第２条第２項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。	（選任の議案） 第 ５ 条　役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。 ２．理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第２条第２項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。
第 ６ 条　推薦会議は、前条第２項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。	第 ６ 条　推薦会議は、前条第２項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。
（選任議決の投票） 第 ７ 条　第４条の議決は、無記名投票で表決をとる。 ２．前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。	（選任議決の投票） 第 ７ 条　第４条の議決は、無記名投票で表決をとる。 ２．前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。
（書面による議決権の行使） 第 ８ 条　総代は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総代会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。 ２．土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。 ３．総代は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。 ４．土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総代会まで誠実に保管しなければならない。	
第 ９ 条　議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人２人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。 ２．被選任人は、前項の立会人となることはできない。	第 ８ 条　議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人２人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。 ２．被選任人は、前項の立会人となることはできない。

天狗岩堰土地改良区　役員選任規程（変更後）	天狗岩堰土地改良区　役員選任規程（変更前）
（投票の無効） 第１０条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。 一　所定の用紙を用いないもの 二　賛否の確認し難いもの	（投票の無効） 第 ９ 条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。 一　所定の用紙を用いないもの 二　賛否の確認し難いもの
（選任の確定及び役員の就任） 第１１条　役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。 ２．被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第１２条若しくは第１３条の選任又は法第２９条の３の改選、法第２９条の４の規定による役員の選任、法第１３４条第２項の改選若しくは法第１３６条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。	（選任の確定及び役員の就任） 第１０条　役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。 ２．被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第１１条若しくは第１２条の選任又は法第２９条の３の改選、法第２９条の４の規定による役員の選任、法第１３４条第２項の改選若しくは法第１３６条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。
（再選任） 第１２条　被選任者が、第１条各号の一に該当することとなったこと、第２条第３項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第１３６条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。	（再選任） 第１１条　被選任者が、第１条各号の一に該当することとなったこと、第２条第３項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第１３６条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。
（補欠選任） 第１３条　役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の３分の１未満であるとき、若しくは監事の定数の３分の２未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前３月以内であるときは、監事が１人となる場合及び員外監事が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。	（補欠選任） 第１２条　役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の３分の１未満であるとき、若しくは監事の定数の３分の２未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前３月以内であるときは、監事が１人となる場合及び員外監事が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

議案第７号

令和８年度（第１回）収入支出補正予算の承認について

このことは、次のとおりにつき承認を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　承認

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

１．令和８年度経常賦課金の調定に伴い、経常賦課金収入に補正が生じたため

２．令和７年度決算の確定に伴い、繰越金収入に補正が生じたため

令和８年度（第１回）収入支出補正予算書（案）

会計期間 ：{ 自　令和８年４月　１日
至　令和９年３月３１日

（単位：円）

収支区分	既定予算額	補正後予算額	比較増減(△)	備　　考
収　　入	85,024,000	88,660,000	3,636,000	
支　　出	85,024,000	88,660,000	3,636,000	
差　　引	0	0	0	

令和８年度（第１回）収入支出補正予算書（案）

収入の部　　（単位：円）

勘定科目 / 款項目	既定予算額	補正後予算額	比較増減（△）	備考（説明）
１款 土地改良事業収入	32,875,000	32,920,000	45,000	
１項 経常賦課金収入	24,220,000	24,265,000	45,000	令和８年度より単価改定 （2.5円/㎡ ➡ **2.8円/㎡**）
１目 経常賦課金収入	24,220,000	24,265,000	45,000	令和８年度賦課調定額 （8,665,994㎡ 24,264,112円）
３項 転用決済金収入	6,720,000	6,720,000	-	令和８年度より単価改定 （87.5/㎡ ➡ **84.0/㎡**）
１目 転用決済金収入	6,720,000	6,720,000	-	算出根拠 （ 80,000㎡×84.0円 ）
４項 負担金収入	1,935,000	1,935,000	-	適正化事業市町負担金 （32,250,000円×30%÷５年）
１目 適正化事業負担金収入	1,935,000	1,935,000	-	前橋市（ 4.19%） 81,076円 高崎市（40.22%） 778,257円 玉村町（55.59%）1,075,667円
２款 附帯事業収入	6,714,000	7,008,000	294,000	
１項 他目的使用料収入	4,090,000	4,106,000	16,000	
１目 市町維持管理負担金収入	2,000,000	2,000,000	-	前橋市・高崎市・玉村町
２目 発電協力負担金収入	800,000	800,000	-	群馬県企業局
３目 用水施設管理負担金収入	267,000	283,000	16,000	令和８年度より単価改定 （ 2.7円/㎡ ➡ **3.0円/㎡** ）
４目 用水施設利用負担金収入	1,023,000	1,023,000	-	中群馬土地改良区 長野堰土地改良区ほか
２項 手数料収入	1,320,000	1,420,000	100,000	
１目 滞納処分手数料	10,000	10,000	-	
２目 督促手数料	10,000	10,000	-	
３目 事務取扱手数料	1,300,000	1,400,000	100,000	意見書及び排水放流承認書 令和８年度より一律 5,000円
３項 多面的機能支払活動組織業務受託料収入	1,304,000	1,482,000	178,000	
１目 事務受託料収入	1,304,000	1,482,000	178,000	令和８年度契約実績 玉村町７組織（ 1,481,700円 ）
３款 基本財産運用収入	350,000	393,000	43,000	
１項 基本財産利息収入	72,000	115,000	43,000	
１目 備荒積立金利息収入	72,000	115,000	43,000	預金利率の変動
2項 基本財産賃貸料収入	278,000	278,000	-	
１目 土地賃借料収入	278,000	278,000	-	吉岡ケイマンゴルフ使用料

勘定科目 款項目	既定予算額	補正後予算額	比較増減（△）	備考（説明）
4款　特定資産運用収入	2,221,000	2,240,000	19,000	
1項　特定資産利息収入	2,221,000	2,240,000	19,000	
1目　財政調整積立資産利息収入	21,000	21,000	-	
2目　職員退職給付引当資産利息収入	28,000	44,000	16,000	預金利率の変動
3目　転用決済金積立資産利息収入	2,170,000	2,170,000	-	国債・地方債により長期運用
5目　建物等更新積立資産利息収入	2,000	5,000	3,000	預金利率の変動
5款　補助金等収入	4,000,000	4,000,000	-	
1項　補助金収入	4,000,000	4,000,000	-	
1目　小規模農村整備事業補助金収入	1,000,000	1,000,000	-	群馬県 （農地地図情報システム更新）
3目　土地改良区機能強化支援事業補助金収入	3,000,000	3,000,000	-	農林水産省 （水土里ビジョン策定支援）
6款　交付金収入	32,250,000	32,250,000	-	
1項　適正化事業交付金収入	32,250,000	32,250,000	-	全土連 （余水吐門　電動化）
1目　交付金収入	32,250,000	32,250,000	-	事業交付金（事業費） （全土連 ➡ 県土連 ➡ 改良区）
7款　業務受託料収入			-	
8款　雑収入	111,000	67,000	△ 44,000	
1項　受取利息配当金収入	30,000	30,000	-	
1目　受取利息収入	30,000	30,000	-	普通預金利息
2項　過年度収入	81,000	37,000	△ 44,000	
1目　過年度収入	81,000	37,000	△ 44,000	過年度未納賦課金
9款　借入金収入			-	
10款　基本財産取崩収入	1,000	1,000	-	
1項　備荒積立金取崩収入	1,000	1,000	-	
1目　備荒積立金取崩収入	1,000	1,000	-	

勘定科目 款項目	既定予算額	補正後予算額	比較増減（△）	備考（説明）
１１款 特定資産取崩収入	5,002,000	5,002,000	-	
1項 財政調整積立資産取崩収入	1,000	1,000	-	
1目 財政調整積立資産取崩収入	1,000	1,000	-	
2項 職員退職給付引当資産取崩収入	1,000	1,000	-	
1目 職員退職給付引当資産取崩収入	1,000	1,000	-	
3項 転用決済金積立資産取崩収入	5,000,000	5,000,000	-	
1目 転用決済金積立資産取崩収入	5,000,000	5,000,000	-	事業実施に伴う土地改良区負担額 ・適正化事業 3,500,000円 ・小規模農村整備 1,137,300円 ・水利権更新 1,500,000円
１２款 固定資産売却収入			-	
１３款 繰越金	1,500,000	4,779,000	3,279,000	
1項 前年度繰越金	1,500,000	4,779,000	3,279,000	
1目 前年度繰越金	1,500,000	4,779,000	3,279,000	令和７年度決算繰越金
収入合計	85,024,000	88,660,000	3,636,000	

支出の部　　（単位：円）

勘定科目 款項目	既定予算額	補正後予算額	比較増減（△）	備考（説明）
1款　土地改良事業費支出	50,898,000	51,211,000	313,000	土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
1項 維持管理費支出	6,620,000	6,870,000	250,000	
1目 給料手当	1,760,000	1,740,000	△ 20,000	
2目 臨時雇賃金	500,000	480,000	△ 20,000	
3目 旅費交通費	50,000	50,000	-	
5目 消耗什器備品費	100,000	100,000	-	
6目 修繕費	100,000	100,000	-	
7目 水道光熱費	200,000	200,000	-	
9目 支払保険料	10,000	10,000	-	
10目 支払負担金等	600,000	590,000	△ 10,000	
11目 業務委託費	3,200,000	3,500,000	300,000	幹線導水路の維持管理費（増額）
12目 調査費	30,000	30,000	-	
13目 雑費	70,000	70,000	-	
2項 適正化事業費支出	35,000,000	35,013,000	13,000	適正化事業の実施に要する経費
11目 業務委託費	33,500,000	33,550,000	50,000	余水吐門電動化事業費（飯塚組）
12目 調査費	1,500,000	1,463,000	△ 37,000	請負出来高設計費（県土連）
3項 適正化事業拠出金支出	2,678,000	2,678,000	-	適正化事業の土地改良区の拠出金
1目 事業拠出金	1,935,000	1,935,000	-	２市１町からの負担金 ➡ 県土連
2目 事務費拠出金	460,000	460,000	-	県土連事務費（単年）
3目 支払利息	283,000	283,000	-	国庫補助金（財政融資資金）利息
4項 その他事業費支出	6,600,000	6,650,000	50,000	土地改良区が行う上記以外の事業の実施に要する経費
2目 臨時雇賃金	270,000	270,000	-	土地改良区機能強化支援事業 水土里ビジョン（支援）
4目 通信運搬費	20,000	20,000	-	土地改良区機能強化支援事業 水土里ビジョン（支援）
11目 業務委託費	4,800,000	4,820,000	20,000	機能強化支援（2,673,000円） 小規模農村整備（2,137,300円）
12目 調査費	1,500,000	1,500,000	-	２１世紀型用水確保事業 水利権更新業務（1,500,000円）
13目 雑費	10,000	40,000	30,000	土地改良区機能強化支援事業 水土里ビジョン（支援）

勘定科目 款項目	既定 予算額	補正後 予算額	比較増減 (△)	備考 (説明)
2款　附帯事業費支出	1,304,000	1,482,000	178,000	土地改良区が行う附帯事業の実施に要する経費
1項 多面的機能支払交付金支出	1,304,000	1,482,000	178,000	
1目 給料手当	1,040,000	1,050,000	10,000	職員給与（担当）
2目 臨時雇賃金	110,000	240,000	130,000	臨時賃金（補助）
3目 旅費交通費	20,000	30,000	10,000	
4目 通信運搬費	30,000	80,000	50,000	
5目 消耗什器備品費	50,000	28,000	△ 22,000	
7目 水道光熱費	20,000	20,000	-	
13目 雑費	34,000	34,000	-	

勘定科目 款項目	既定予算額	補正後予算額	比較増減（△）	備考（説明）
3款　一般管理費支出	24,191,000	24,601,000	410,000	土地改良区組織運営に要する一般的経費
1項 運営事務費支出	22,531,000	22,941,000	410,000	
1目 役員報酬	2,000,000	2,000,000	-	
2目 給料手当	7,900,000	8,040,000	140,000	給与上昇分
3目 臨時雇賃金	890,000	830,000	△ 60,000	
4目 賞与支払	4,070,000	4,150,000	80,000	
6目 福利厚生費	2,700,000	2,700,000	-	
7目 研修費	700,000	600,000	△ 100,000	全国土地改良大会（奈良大会）会議・研修旅費など
8目 交際費	50,000	50,000	-	
9目 選挙費	1,000	1,000	-	
10目 総代会費	550,000	600,000	50,000	
11目 その他会議費	50,000	60,000	10,000	
12目 旅費交通費	750,000	850,000	100,000	地域協議会、定例会議
13目 通信運搬費	500,000	450,000	△ 50,000	
14目 消耗什器備品費	200,000	200,000	-	
15目 印刷製本費	400,000	400,000	-	
16目 支払手数料	480,000	600,000	120,000	
17目 支払保険料	250,000	250,000	-	
19目 支払負担金等	40,000	40,000	-	
20目 業務委託費	300,000	420,000	120,000	玄関監視カメラ設置
21目 租税公課	550,000	550,000	-	
22目 雑費	150,000	150,000	-	
2項 事務所費支出	1,660,000	1,660,000	-	土地改良区事務所の維持管理に要する経費
1目 修繕費	150,000	150,000	-	
2目 水道光熱費	510,000	510,000	-	
3目 賃借料	1,000,000	1,000,000	-	

勘定科目 款項目	既定予算額	補正後予算額	比較増減（△）	備考（説明）
4款　借入金返済支出			-	
5款　支払利息			-	
6款　固定資産取得支出	3,000	3,000	-	事業に要する固定資産の取得に要する経費
5項 器具備品取得支出	1,000	1,000	-	
1目 器具備品取得支出	1,000	1,000	-	
6項 リース資産取得支出	1,000	1,000	-	
1目 リース資産取得支出	1,000	1,000	-	
7項 ソフトウェア取得支出	1,000	1,000	-	
1目 ソフトウェア取得支出	1,000	1,000	-	
7款　基本財産積立支出	340,000	390,000	50,000	基本財産を積み増すための支出額
1項 備荒積立金支出	340,000	390,000	50,000	
1目 備荒積立金支出	340,000	390,000	50,000	預金利率の変動（増額）
8款　特定資産積立支出	7,971,000	7,990,000	19,000	特定資産を積み増すための支出
1項 財政調整積立資産積立支出	21,000	21,000	-	
1目 財政調整積立資産積立支出	21,000	21,000	-	
2項 職員退職給付引当積立資産積立支出	1,028,000	1,044,000	16,000	
1目 職員退職給付引当積立資産積立支出	1,028,000	1,044,000	16,000	預金利率の変動（増額）
3項 転用決済金積立資産積立支出	6,720,000	6,720,000	-	
1目 転用決済金積立資産積立支出	6,720,000	6,720,000	-	
5項 建物等更新積立資産積立支出	202,000	205,000	3,000	
1目 建物等更新積立資産積立支出	202,000	205,000	3,000	
9款　雑　支　出		20,000	20,000	
1項 過年度支出		20,000	20,000	
1目 過年度支出		20,000	20,000	過年度過払分の返金
10款 繰　越　金	1,000	2,500,000	2,499,000	次年度への繰越金
1項 次年度繰越金	1,000	2,500,000	2,499,000	
1目 次年度繰越金	1,000	2,500,000	2,499,000	

勘定科目 款項目	既定 予算額	補正後 予算額	比較増減 (△)	備考 (説明)
１１款 予備費	316,000	463,000	147,000	
1項 予備費	316,000	463,000	147,000	
1目 予備費	316,000	463,000	147,000	
支出合計	85,024,000	88,660,000	3,636,000	

議案第８号

天狗岩用水地域協議会の設立について

このことは、次のとおりにつき議決を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　議決

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

天狗岩用水地域協議会の設立、天狗岩用水地域連携管理保全計画の策定に関する背景
（土地改良法の改正．令和７年４月１日）

１．農業水利施設の保全（基幹から末端まで）

○基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置（法第８７条の２関係）

○地域の農業水利施設等の保全に関する措置

●水土里ビジョンの策定（法第５７条の１１から第５７条の１５関係）

農業水利施設等の保全に地域の関係者が連携して取り組めるよう、関係者が議論する枠組みを設け、連携管理保全計画（水土里ビジョン）を土地改良区が策定できる仕組を設ける（附帯事業）。

２．防災・減災、国土強靭化対策

３．スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備

４．その他所要の措置

○地域の農業水利施設等の保全に関する措置（連携管理保全計画【水土里ビジョン】の策定）

・土地改良区は、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者と連携して、土地改良施設及びその関連施設の保全を行う連携管理保全事業（附帯事業）を行うことができる。

・土地改良区が連携管理保全事業を行おうとする場合には、総代会の議決を経て、連携管理保全計画（水土里ビジョン）等を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

・水土里ビジョンは、

①基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組（地域の農業生産基盤の保全）

②保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組（土地改良区の運営基盤の強化）

に関する事項について、土地改良区、市町村、関連施設の管理者など地域の関係者による協議会の議論を経て策定できる（協議会の設置は任意）。

水土里ビジョン（連携管理保全計画）の概要

（背景・必要性）

・農業集落の小規模化・高齢化に伴い、地域住民による末端の農業水利施設の管理に関する活動が困難となる傾向。

・施設管理に要する費用は、老朽化する施設の更新費用を含め、今後も増嵩していく見込み。土地改良区においても専任職員が不足し、施設の管理など、求められる役割を十分に果たせなくなるおそれがある。

・これらの課題に対応するには、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、保全に関する取組を推進する体制を構築することが重要。

（将来像）

・地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、関係者が連携して取り組んでいけるよう「水土里ビジョン」の仕組みを創設。

・「水土里ビジョン」は「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、２０年から３０年後の将来を見通して

①基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組（地域の農業生産基盤の保全）

②保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組（土地改良区の運営基盤の強化）

に関する事項について、地域の議論を経て、土地改良区が策定する。

（メリット）

・法律上の制度措置

・予算面での支援策

①土地改良区機能強化支援事業（統合整備を進める場合に有利）

②土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）

●整備補修事業のうち、水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修について、補助率を引き上げる（補助率：３０％　➡　４０％）とともに、資金の造成に財政融資資金を活用することにより、任意の年度に実施可能（基本的には加入初年度に実施）

・・市町の管理（所有）する施設を水土里ビジョンに位置付けることで、連携管理保全型での実施が可能となり、市町の負担軽減を図ることができる。

・・水土里ビジョンに位置付けた場合、土地改良区が事業実施主体となるため、事業実施に必要な補助金事務や入札事務に係る費用負担を市町に求めることができる。

※その他、農業農村整備事業等の新規地区採択に当たって、水土里ビジョンを策定する地区を優先配慮する措置を用意。

（策定の手順）

①区域設定

●土地改良区は都道府県の指導助言を踏まえながら、土地改良施設等の保全を図るべき区域を設定

②地域協議会の設置（任意）

●土地改良区は、水土里ビジョンの策定及び実施に関し必要な事項について協議を行うために、地域の関係者（施設の管理者、関係市町、多面活動組織、施設管理協力者）からなる協議会を組織（協議会の設置は任意）

③水土里ビジョンの策定

●土地改良区は、協議会における市町等の関係者による議論を踏まえて、水土里ビジョンを策定

○令和８年　７月１６日　天狗岩用水地域協議会の設立に向けた準備会
前橋市、高崎市、玉村町担当課、県土連
連携管理保全計画（水土里ビジョン）に関する概要（県土連

○令和８年　９月１８日　天狗岩用水地域協議会の設立に向けた検討会
前橋市、高崎市、玉村町担当課、群馬県（中部）、県土連
地域協議会規約（案）、連携管理保全計画（案）の確認

○令和８年１０月２３日　天狗岩用水地域協議会　設立総会（構成員）
前橋市、高崎市、玉村町、群馬県、県土連、土地改良区役員
協議会設立、規約の承認、連携管理保全計画（案）の確認

○令和９年　３月　　日　天狗岩用水地域協議会　第１回総会（構成員）
前橋市、高崎市、玉村町、群馬県、県土連、土地改良区役員
連携管理保全計画（案）の確定、認可申請の承認

④水土里ビジョンの認可申請

●都道府県はビジョンの認可の申請があった場合において、その内容が基準に適合する場合において、その内容が基準に適合する場合は、その認可を行う。

●土地改良区は、水土里ビジョンの認可申請と同時に定款変更（附帯事業としての連携管理保全事業の位置付け）の認可申請を行い、都道府県知事はそれらの認可を行う。

⑤水土里ビジョンに基づく保全の取組

天狗岩用水地域協議会規約（案）

令和８年１０月２３日策定

第 １ 章　総　則

（名　称）

第 １ 条　この協議会は、天狗岩用水地域協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所）

第 ２ 条　協議会は、主たる事務所を前橋市新前橋町１４番地４０に置く。

（区　域）

第 ３ 条　協議会の区域は、土地改良区が水土里ビジョンを策定する区域とする。

（目　的）

第 ４ 条　協議会は、土地改良施設の管理を行う土地改良区等が、農業用水の供給その他の当該土地改良施設の機能発揮に資するため、当該土地改良施設と関連する施設の管理者、関係市町、その他の関係者（以下「関係者」という。）と連携して、これら土地改良施設に関する保全活動及びその他の保全のために連携管理保全事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（事　業）

第 ５ 条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

一　水土里ビジョンの策定に係る連携・協力・助言等に関すること

二　連携管理保全事業に係る連携・協力・支援に関すること

三　法第５７条の１１第４項に規定する意見照会に関すること

四　群馬県土地改良事業団体連合会が行う「経営診断」及び「改善指導」を踏まえた水土里ビジョンの検討に関すること

五　水土里ビジョンの達成状況の検証・見直しに関すること

２　前項第三号に規定する意見照会があった場合は、遅滞なく回答できるよう努めるものとする。

３　第１項第五号に規定する達成状況の検証等は、５年ごとに行うものとする。

第 ２ 章　構成員等

（協議会の構成員）

第 ６ 条　協議会の構成員は別記１のとおりとする。

（届　出）

第 7 条　構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第 3 章　役員等

（役員の定数及び選任）

第 8 条　協議会に次の役員を置く。

一　会　長　1名

二　副会長　1名

2　前項の役員は、第6条の構成員の中から総会において選任する。

（役員の職務）

第 9 条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（役員の任期）

第１０条　役員の任期は、２年とする。

2　補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第１１条　役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行うものとする。

（役員の解任）

第１２条　協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会はその総会の開催の日の１０日前までに、その役員に対して、その旨を書面により通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

一　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

二　職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

（役員の報酬）

第１３条　役員は、無報酬とする。

第４章　総　会

（総会の種別等）

第１４条　協議会は、毎年度１回以上、総会を開催する。

２　総会の議長は、総会において出席した構成員のうちから選出する。

（総会の招集）

第１５条　総会の招集は、少なくとも、その開催の７日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

（総会の議決方法等）

第１６条　総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

２　構成員は、総会において、各１票の議決権を有する。

３　総会においては、前条の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項について、この限りでない。

４　総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

６　総会には、第４条に掲げる目的達成のため、構成員の属する機関から担当職員の出席を認めるものとする。ただし、議決権は有しない。

（総会の権能）

第１７条　総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

一　水土里ビジョンの策定に関すること

二　連携管理保全事業に関すること

三　法第５７条の１１第４項の規定する意見に関すること

四　その他協議会の運営に関する重要なこと

２　構成員は、担当地域内において末端施設の整備補修を実施した場合は、総会に報告しなければならない。

（書面及び代理人による議決）

第１８条　やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面及び代理人をもって議決権を行使することができる。

２　前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。

３　第１項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

（議事録）

第１９条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一　開催日時及び開催場所

二　構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数及び当該総会に出席した構成員の氏名

三　議案

四　議事の経過の概要及びその結果

五　議事録署名人の選任に関する事項

３　議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人１名以上が署名しなければならない。

４　議事録は、第２条の事務所に備え付けておかなければならない。

第６章　事務局

（事務局）

第２０条　総会の決定に基づき、協議会の業務を執行するため、天狗岩堰土地改良区に事務局を置く。

２　協議会の庶務は、事務局が総括・処理する。

（書類の備付け）

第２１条　協議会は、第２条の事務所に、次の各号に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

一　協議会規約

二　協議会に参加する者の氏名又は名称を記載した書面

三　役員等の氏名及び住所を記載した書面

第７章　協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置

（規約の変更）

第２２条　この規約を変更する場合には、総会の承認を経るものとする。

（協議会が解散した場合の措置）

第２３条　協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

第８章　雑　則

（細　則）

第２４条　この規約の定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、設立総会の日から施行する。

（別記１）

天狗岩用水地域協議会　構成員名簿（案）

１．構成員

名称	役　職	住所／所在地
天狗岩堰土地改良区	理事長	前橋市新前橋町１４－４０
前橋市農政部農村整備課	課　長	前橋市大手町二丁目１２番１号
高崎市農政部田園整備課	課　長	高崎市高松町３５番地１
高崎市農政部農政課	課　長	高崎市高松町３５番地１
玉村町経済産業課	課　長	佐波郡玉村町大字下新田２０１

２．オブザーバー

名称	役　職	住所／所在地
群馬県中部農業事務所農村整備課	課　長	前橋市上細井町２１４２－１
群馬県土地改良事業団体連合会　中西部事業所	所　長	前橋市古市町２丁目６－４

議案第９号

天狗岩用水地域連携管理保全計画（案）の策定について

このことは、次のとおりにつき議決を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　議決

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

土地改良施設等連携管理保全計画

【天狗岩用水地域水土里ビジョン】

（案）

対象区域の所在地：前橋市・高崎市・玉村町

天狗岩堰土地改良区

【 目 次 】

天狗岩用水推進協議会の構成員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅰ 総 論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

１．地域及び関係土地改良区の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（１）水土里ビジョン策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（２）水土里ビジョンの対象区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（３）関係土地改良区の基礎情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

２．財政状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

３．管理施設の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（１）土地改良区管理施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（２）土地改良区以外が管理主体の施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅱ 地域の農業生産基盤の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

１．基幹施設の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（１）管理の実施主体・役割分担の明確化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（２）施設（施設群）の計画的な更新・整備補修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（３）その他効果的・効率的な管理に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

２．末端施設の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

（１）管理の実施主体・役割分担の明確化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

（２）施設（施設群）の計画的な更新・整備補修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

（３）その他効果的・効率的な管理に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

３．営農環境の向上（各種事業実施に向けた環境整備） ・・・・・・・・・・・・・ １０

（１）スマート農業の実現に必要な基盤整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

（２）省力化に向けた基盤整備（（１）の基盤整備を除く） ・・・・・・・・・・・・ １１

（３）情報通信施設の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

（４）荒廃農地の再生・一時管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

（５）その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

４．地域全体の施設管理適正化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

Ⅲ 土地改良区の運営基盤の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

１．人材の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

（１）職員の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

（２）役員の多様性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

２．経営収支の健全化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

（１）財務状況と方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

（２）更新等に要する費用の調達の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

（３）収支の健全化の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

（４）その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

３．組織体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

（１）准組合員制度の導入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

（２）業務継続計画（ＢＣＰ）等の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

（３）再編整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

（４）その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

４．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

天狗岩用水地域協議会の構成員

土地改良区	天狗岩堰土地改良区
市町村	前橋市（農村整備課）
	高崎市（田園整備課・農政課）
	玉村町（経済産業課）
農業委員会	
農業協同組合 （ＪＡ）	
水利組合	
多面的活動組織	－
認定農業者	－
農業法人	－
他目的利用者	－
管理委託会社	
オブザーバー	群馬県中部農業事務所（農村整備課）
	群馬県土地改良事業団体連合会（中西部事業所）

Ⅰ　総　論

１．地域及び関係土地改良区の概要

（１）水土里ビジョン策定の目的

この土地改良区が管理する『天狗岩用水』は、一級河川の利根川から取水して、利根川右岸に広がる前橋市、高崎市、玉村町の農地を灌漑している。

平坦な農地が広がる沖積平野地帯で、米麦（二毛作）、露地野菜を中心とした都市近郊型農業が展開されている。

天狗岩用水の開削の歴史は古く、江戸時代に遡る。

慶長６（１６０１）年、総社藩主となった秋元越中守長朝が貧困に苦しむ農民を思い、３年間の免租を約束して人手を募り、慶長９（１６０４）年に開削された用水路である。

慶長１５（１６１０）年、関東軍代．伊奈備前守忠次によって高崎・玉村地方へ延長された。

天狗岩用水の完成により、かんがい農業が発展して、農民の生活が安定した。

秋元長朝が天狗岩用水の開削に用いた水制工法（越中枠）や測量技術（提灯測量）は、当時のかんがい農業の発展には欠かせない、先進的かつ卓越した技術の模範とされた。

令和２（２０２０）年１２月、天狗岩用水の歴史的価値とかんがい農業における貢献度が高く評価され、国際かんがい排水委員会から『世界かんがい施設遺産』に認定・登録された。

古くから、農家の生活を支えてきた天狗岩用水だが、多くの課題を抱えている。

近年、都市化・混住化の影響により、沢山の農地が失われ、大型商業施設や住宅団地へと変化を遂げた。

大規模な開発が進み、利便性が高まる反面、農地や末端水利施設を管理する農家（組合員）が減少し、高齢化、担い手不足が深刻な問題となっている。

また、地球沸騰化の影響により多発する突発的な集中豪雨に雨水対策が追いつかず、溢水被害が頻発するなど、日常管理にも支障を来している。

この土地改良区では、連携管理保全計画（水土里ビジョン）に、天狗岩用水（滝川）における『流域治水対策』を位置付けて、群馬県、関係市町との連携強化を図り、基幹水利施設（主要水門）の管理省力化、遠隔監視の実現に向けた協議・検討を進め、天狗岩用水の有する治水機能を最大限に活用した『防災減災対策』を積極的に推進したいと考える。

更に、末端水利施設（分水堰・支線水路）の円滑な管理が行えるよう、多面的機能支払交付金に取り組む活動組織に対する支援の強化・拡充を図り、関係市町、農業者、地域住民が協力して保全管理に取り組み、天狗岩用水に関連する水利施設の機能を長期に亘って持続的に発揮するための将来像を構築するものである。

（２）水土里ビジョンの対象区域（天狗岩堰土地改良区）

市町村名	大字（地区）名	備　考
前橋市	総社地区・元総社地区・東地区	
高崎市	中川地区・貝沢地区・新高尾地区・京ヶ島地区・滝川地区	
佐波郡玉村町	玉村地区・芝根地区	

注）詳細は別添１．対象区域一覧及び対象区域図のとおり

（３）関係土地改良区の基礎情報

①　天狗岩堰土地改良区（令和８年９月１日現在）

市町村名	組合員	准組合員	施設管理准組合員
a）組合員数（人）	1,６３３	－	－

	田	畑	樹園地	その他	計
b）地区面積（ha）	８６６				８６６

	５０歳未満	５０歳以上 ６０歳未満	６０歳以上 ７０歳未満	７０歳以上	計
c）総代数（人）		１（１）	１０（　）	２８（　）	３９（１）
d）理事数（人）				１２（１）	１２（１）
員内				１２（１）	１２（１）
員外					
e）監事数（人）				４（　）	４（　）
員内				３（　）	３（　）
員外				１（　）	１（　）
f）職員数（人）	１（　）	１（　）			２（　）
事務系	１（　）	１（　）			２（　）
専任	１（　）	１（　）			２（　）
兼任					
技術系					
専任					
兼任					

注）女性数は、内数で（　）書きとする。基準日は、令和８年９月１日とする。

	事業名	受益面積 （ｈａ）	工　期	事業費 （千円）
ｇ） これまでに実施した主な土地改良事業（県営）	県営坂東合口事業 （災害復旧）	6,537 (1,984)	昭和23年10月 昭和26年12月	218,645
	県営かんがい排水事業 （箱田堰地区）	291	昭和55年度 昭和58年度	370,000
	県営かんがい排水事業 （天狗岩地区）	1,568	昭和63年度 平成11年度	1,704,000
	県営ため池等整備事業 （五千石堰用水地区）	106	平成 2年度 平成 9年度	381,000
	県営農山漁村地域整備交付金 坂東大堰（第１期）地区	3,281 (1,009)	平成24年度 令和元年度	1,273,000
	県営農山漁村地域整備交付金 坂東大堰（第２期）地区	3,380 (1,020)	令和 ５年度 令和12年度	2,500,000

	重畳・重複の状況		受益面積	同一市町村内の土地改良区
	土地改良区名	重複面積 （ｈａ）	重複組合員数 （人）	
ｈ） ほかの土地改良区との重複等				群馬用水土地改良区 広瀬桃木両用水土地改良区 大正用水土地改良区 中群馬土地改良区 富士見北橘土地改良区 赤城大沼土地改良区

２．財政状況

（１）天狗岩堰土地改良区

①　財政状況（収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書等を添付）

令和７年度決算額
一般会計　　収入　３９，８６７　千円
　　支出　３９，８６７　千円（うち次年度繰越金　４，７７９　千円）

②　経常賦課金（１０ａ当たり平均）

２，８００円（令和８年度から）

③　特別賦課金（１０ａ当たり平均）

８４，０００円（令和８年度から）

３．管理施設の状況

（１）土地改良区管理施設（定款第４条第１項）

この土地改良区が管理する天狗岩用水は、一級河川の利根川を水源としている。

取水施設は、開削当初（江戸時代）から利根川右岸に設置され、受益農地を灌漑してきた。

昭和２２年のカスリン台風、昭和２３年のアイオン台風と相次ぐ大型台風により、取水施設が被害を受けたため、利根川左岸を管理する広瀬桃木両用水土地改良区との合口取水とすることに合意して、同年１１月、坂東大堰土地改良区連合が設立された。

昭和２３（１９４８）年１０月、県営坂東合口事業（災害復旧事業）が着手され、取水施設は利根川左岸に移設され、昭和２６（１９５１）年１２月、広瀬桃木両用水土地改良区との合口施設となる『坂東大堰合口』が完成した。

天狗岩用水は、坂東大堰土地改良区連合が管理する坂東大堰合口（渋川市半田）から引水された後、利根川横断暗渠を流れて、利根川右岸へ接続される。

この土地改良区では、利根川右岸に接続された先、天狗岩連絡暗渠から五千石堰分岐点（前橋市総社町）に至るまでの幹線施設（約５．５ｋｍ）を管理している。（別添２.１～２１）

このうち、天狗岩連絡暗渠から吉岡制水門（吉岡町漆原）までの幹線施設（約３．０ｋｍ）は県営坂東合口事業（災害復旧事業）により造成された施設である。

完成から７５年が経過しており、経年劣化が激しいため、平成２４年度から県営農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）により、施設の長寿命化が図られている。

また、吉岡制水門から五千石堰分岐点までの幹線施設（約２．５ｋｍ）は、県営かんがい排水事業．天狗岩地区（昭和６３年度～平成１０年度）により造成された施設である。

県営かんがい排水事業により造成された施設については、顕著な劣化は見られないが、毎年度非かんがい期に定点監視を実施しており、監視結果については、群馬県と共有して、経過を観察している。

（２）土地改良区以外が管理主体の施設

昭和２６年に県営坂東合口事業（災害復旧事業）に造成された施設のうち、天狗岩用水の取水施設である坂東大堰合口（本体固定堰を含む）並びに基幹施設（天狗岩連絡隧道、利根川横断暗渠）は、坂東大堰土地改良区連合が管理する。

天狗岩用水の幹線施設と同様に経年劣化が激しいため、平成２４年度から県営農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）により、施設の長寿命化が図られている。

事業実施にあたり、群馬県、関係市町、坂東大堰土地改良区連合、広瀬桃木両用水土地改良区と連携を図り、早期の全面改修に向けた調整を進めている。

また、平成１０年度に県営かんがい排水事業により造成された施設のうち、五千石堰分岐点から八幡川合流地点（滝川始点）までの水利施設については、前橋市が管理主体となる。

更に、滝川始点から烏川の落水（終点）地点までの区間（施設）については、一級河川のため群馬県（土木事務所）が管理主体となる。

天狗岩用水（滝川）に設置された１７の分水堰については、施設所有者（財産管理者）である関係市町が管理主体となり、地元農業者、地域関係者（自治会など）が管理責任者となり、保全管理に務めている。

分水堰から繋がる支線水路（末端水路）については、関係市町が施設所有者（財産管理者）となり、日常管理は地元農業者（組合員）が担っている。

Ⅱ　地域の農業生産の保全

１．基幹施設の保全

（１）管理の実施主体・役割分担の明確化

昭和２６年、県営坂東合口事業により造成された基幹施設のうち、主要施設（本体固定堰、坂東大堰合口、天狗岩連絡隧道、利根川横断暗渠）については、合口施設のため、坂東大堰土地改良区連合が管理の実施主体となる。

坂東大堰土地改良区連合が管理する基幹施設は、広瀬桃木両用水土地改良区が管理する広桃用水、この土地改良区が管理する天狗岩用水の幹線施設に接続される。

昭和５７年６月、天狗岩用水を再利用して水力発電を行う「天狗岩発電所」が設置された。

坂東大堰合口（取水口）及び利根川横断暗渠の内部に設置された天狗岩制水門の操作は、天狗岩発電所の発電効率に直接影響を及ぼす重要な施設のため、水門の開閉操作を始め、発電導水路における実質的な維持管理は、昭和４５年及び昭和５７年に締結した契約書等に基づき、群馬県企業局（坂東発電事務所）が務めている。

この土地改良区では、県営坂東合口事業により造成された施設のうち、利根川右岸を始点に天狗岩連絡暗渠から吉岡制水門（吉岡町漆原）に至るまでの幹線施設、県営かんがい排水事業により造成された施設のうち、吉岡制水門から五千石堰分岐点（前橋市総社町）に至るまでの幹線施設を管理する。

なお、平成２４年度から実施している県営農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）に要する事業費のうち、地元負担分（２５%）については、協定書に基づき、関係市町が受益面積割で負担している。

また、平成２年度から平成９年度にかけて実施された県営ため池等整備事業．五千石堰用水地区、昭和５５年から昭和５８年にかけて実施された県営かんがい排水事業．箱田堰地区により造成された水利施設については、事業完了後、群馬県からこの土地改良区へ財産譲渡された後、土地改良区と前橋市の間で管理委託協定を締結しているため、この土地改良区が財産管理者となるが、管理の実施主体は前橋市となる。

（２）施設（施設群）の計画的な更新・整備補修

１）県営坂東合口事業（昭和２６年竣工）により造成された幹線施設

●県営農山漁村地域整備交付金．水利施設等整備事業（坂東大堰１期地区）
　平成２４年度から令和元年度にかけて、施設の更新事業を実施（完成）
　事業費．　４５４，４４０千円（別添２．６，８～９）

●県営農山漁村地域整備交付金．水利施設等整備事業（坂東大堰２期地区）
　令和５年度から令和１２年度にかけて、施設の更新事業を実施（実施中）
　事業費．１，９６６，２６５千円（別添２．１～２）令和８年９月現在

２）県営かんがい排水事業（平成１０年度竣工）により造成された幹線施設

完成から２５年以上が経過しているが、顕著な経年劣化は見られない。

施設の定点監視（定期診断）の結果（経過）を注視して、土地改良区体制強化基本計画に位置付け、必要に応じて、施設更新・整備補修計画を更新している。

３）土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業・連携管理保全型）

天狗岩用水の上流に位置する吉岡制水門及び余水吐門（吉岡町漆原）では、台風の直撃や記録的な豪雨が予想されるとき、事前に吉岡制水門を閉鎖し、余水吐門を開放して、放水路から利根川へ増水した雨水を放流することで下流地域を溢水被害から守っている。

平成８年度に県営かんがい排水事業により造成された吉岡制水門は電動化が図られており安全かつ迅速な開閉操作が可能である。

昭和５７年度に群馬県企業局が造成した余水吐門（発電所排砂門として造成）は、水門の躯体に昇って巻上機の開閉操作を手動で行う必要があるため、夜間や悪天候下での操作には危険が伴う。

この土地改良区では、令和８年度に天狗岩用水（吉岡制水門・余水吐門）の有する治水機能を最大限に発揮できるよう余水吐門の電動化を図り、施設管理の省力化と地域の防災減災対策に取り組む。

また、吉岡制水門（余水吐門）から五千石分岐点に至る区間における治水対策については午王頭川余水吐門（前橋市総社町桜が丘）が担う。突発的な豪雨により流出した雨水は、午王頭川余水吐門を開放して利根川に放流することで、天狗岩用水（農業用水）が溢水被害の原因にならないよう管理している。

午王頭川余水吐門の電動化を進め、吉岡制水門及び余水吐門、午王頭川余水吐門の３施設の遠隔操作（遠方監視）に取り組み、更なる施設管理の省力化を目指したい。

天狗岩用水に設置された唯一の分水堰である五千石堰分水堰は、水門躯体に昇って巻上機を手動で操作する必要がある。この地域は、特に市街化（開発）が進む地域のため、豪雨の際、造成された住宅団地からの雨水や舗装された道路からの排水が一斉に用水路に流れ込み非常に危険な状態にあるため、上流３水門と同様、分水堰の電動化が図れるよう、施設管理者である前橋市との調整を図りたい。

なお、事業実施に必要な地元負担のうち、土地改良区が所有する施設（天狗岩用水の全域において事業の効果を得られるもの）の改修費用については、受益面積割（原則）により市町に負担いただくものとする。

また、市町が所有する施設（事業の効果が限定的なもの）については、その都度、市町と協議し、事業負担に関する協定書（覚書）を締結して、負担いただくものとする。

（３）その他効果的・効率的な管理に向けた取組

①　管理水準向上のための取組

②　その他の取組

２．末端施設の保全

（１）管理の実施主体・役割分担の明確化

１）支線施設（天狗岩用水）

県営かんがい排水事業（天狗岩堰地区）により造成された施設のうち、五千石堰分岐点を始点として、一級河川八幡川の合流地点（滝川始点）までの水利施設（支線）については、前橋市（施設所有者）が管理の実施主体となり、維持管理費用を負担する。

２）支線施設（滝川）・末端施設（枝線）

天狗岩用水（滝川）に設置された１７の分水堰については、関係市町が施設管理者となり維持管理費用を負担する。また、水門操作（実質管理）については、地元農業者（地域関係者）が担う。分水堰から繋がる末端の水利施設（枝線）については、施設所有者（財産管理者）である関係市町が管理主体となり、枝線に設置された水門及び水利施設の管理については、当該施設を直接利用する地元農業者（組合員）が担う。

末端施設（各分水堰）の管理を円滑に行うため、毎年１回、関係市町と分水堰管理を構成員とした「配水調整会議」を開催して、地元農業者の声（意見）が連携管理保全計画に反映されるよう関係市町との連携強化に努める。

天狗岩用水の受益地域では、玉村町内において１１の活動組織が多面的機能支払交付金に取り組んでいる。この土地改良区では、平成２９年度から組合員支援の一環として、活動組織が行う点検診断や交付金事務全般を受託している。

点検診断の結果は、関係市町の担当部署と共有し、末端施設の適切な保全が図られるよう連携している。更新（改修）が必要な施設については、共同活動（長寿命化）により、末端施設の更新が図られるよう関係市町と調整している。

また、市町及び活動組織が実施した末端施設の整備補修（更新）については、毎年度１回市町から報告を受け、地域協議会において、情報共有を図るものとする。

なお、多面的機能支払交付金は、末端施設の継続的な保全管理に有意義な事業であるため令和９年度新規採択に向け、高崎市内において多面的機能支払交付金に取り組む意向のある地域の立上支援を行い、群馬県、高崎市と連携して事業推進にあたるとともに、末端施設の維持管理費用の負担軽減と、この土地改良区における受託料収入の確保・拡大を図る。

（２）施設（施設群）の計画的な更新・整備補修

土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）

別添２の土地改良施設等に一覧に位置付けた施設のうち、昭和５９年５月、滝川の河川改修に伴い造成された榎町堰（高崎市上滝町）については、天狗岩用水（滝川）に設置された最大の分水堰であり、玉村町内に広がる約２５０ｈａの農地を灌漑する施設である。

経年劣化が激しいため、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、施設管理の省力化、維持管理費削減などの効率的な保全管理に資するよう計画的な整備補修に取り組むものとする。

なお、事業実施に係る事業拠出金、事務費拠出金（支払利息を含む）については、施設の管理主体である玉村町負担とし、土地改良区単費（持出）は一切生じないものとする。

また、事業実施に伴う事務経費（交付金申請・入札、工事事務など）についても、実勢単価等に基づき必要経費を算出し、事務委託契約に基づき、土地改良区に支払うものとする。

（３）その他効果的・効率的な管理に向けた取組

① 管理水準向上のための取組

天狗岩用水の分水堰である五千石堰について、水門躯体に昇らずに水門の開閉操作が安全に行えるよう階段の設置、水門の電動化について、施設管理者（前橋市）と調整を図る。 滝川に設置された１６の分水堰については、配水調整会議において、農業者、地元関係者から意見（要望）を聴取して、関係市町と連携を図り、課題解決に取り組む。 地域（市町・農業者）のニーズに応じて、スマート農業の実現に必要な情報通信環境整備に関して、行政機関と調整を図る。 なお、事業実施に必要な地元負担額については、事業内容ごとに関係市町と協議し、必要に応じて協定書を締結して、受益面積割等により負担するものとする。

② 多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払）との連携

ａ）多面的機能発揮促進事業（多面的機能支払）の実施方針

	現　状			今　後			備　考
	実施 していない	地区内 全　域	地区内 一　部	実施 予定なし	地区内 全　域	地区内 一　部	
事務受託	☐	☑	☐	☐	☑	☐	
活動組織に 参加	☑	☐	☐	☑	☐	☐	

ｂ）事務受託の内容

現　状	今　後
活動組織が実施する事務全般を受託	要望に応じて、支援内容を拡充したい

ｃ）活動組織に参加する場合の活動内容

現　状	今　後
活動組織の活動自体には参加していない	要望があれば、活動に参加したい。

③ その他の取組

事業制度の拡充（変更）により、新しく追加された取組があれば、随時、支援項目に追加

３．営農環境の向上（各種事業実施に向けた環境整備）

（１）スマート農業の実現に必要な基盤整備

①　実施地区名等

実施地区名	事業実施主体	関係都道府県 市町村名	６法指定有無

②　自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容

大区画化	ターン農道の整備	用水路パイプライン化	その他

③　導入予定の省力化技術の概要

導入する省力化技術	導入予定 面　　積	導入予定数	割　合	活用農家 予定数	管理体制 （予定）

④　見込まれる効果

取　組	効　果

（２）省力化に向けた基盤整備（（１）の基盤整備を除く）

①　実施地区名等

実施地区名	事業実施主体	関係都道府県 市町村名	６法指定有無

②　現状の営農や維持管理上の課題

③　導入予定の省力化技術の概要

導入する機械	導　入 予定面積	導　入 予定数	割　合	活用農家 予定数	管理体制 （予定）

④　見込まれる効果

（３）情報通信施設の整備

①　情報通信施設の通信規格

②　情報通信施設の整備の用途

③　土地改良区及び土地改良区以外の費用負担、土地改良区における収支の計画

（４）荒廃農地の再生・一時管理

	実施する	実施しない	備　　考
荒廃農地の再生	☑	☐	
一時的な農地管理	☐	☑	

（実施する場合の取組内容）

	伐　根 草　刈	耕　起	畔　塗	ゴミ撤去	その他	備　考
荒廃農地の再生	☑	☐	☐	☐	☐	

（５）その他

多面的機能支払交付金の活動組織と連携して、荒廃農地の再生に取り組む。

４．地域全体の施設管理適正化

①　土地改良区管理施設の農外効果

昭和５７年６月、群馬県企業局が運営する天狗岩発電所（吉岡町漆原）が建設され、土地改良区が管理する幹線施設において、農業用水（天狗岩用水）を利活用した水力発電が実施されている。

令和１０年度には、天狗岩用水の急流工（前橋市総社町植野）を活用した天狗岩総社発電所の建設（稼働）が計画されている。

この土地改良区では、平成３０年度に再生可能エネルギー導入支援事業（小水力等発電導入可能性調査）により、天狗岩用水の落差工（吉岡町漆原）を活用した小水力発電の導入検証を実施した。しかし、平成２４年度から実施されている県営ストマネ事業の影響により、天狗岩用水では、非かんがい期に長期断水（１１月から翌年３月末）が実施されることから、事業収支の採算性を図るのが厳しいとの結果に基づき、導入を断念した経緯がある。

今後、県営ストマネ事業の進捗状況や水利権の状況を判断しながら、天狗岩堰土地改良区を事業主体とした再生可能エネルギー（小水力発電）施設の導入を目指す。

②　農外利用に伴う管理費増嵩対策（市町村等協議制度等の検討）

協議済み	協議中	協議予定	協議を検討	協議しない	備　考
☐	☐	☐	☐	☑	

Ⅲ　土地改良区の運営基盤の強化

１．人材の確保

（１）職員の確保

①　天狗岩堰土地改良区

	現在	人材確保に向けた取組方針
a）専任職員数（人）	2	専任（正規）職員３名体制の早期実現に向け、公共機関のサービスや求人合同説明会に参画して、積極的に採用活動を展開する。
b）兼任職員数（人）	0	
c）その他（期間的任用職員、アルバイト、パート等）（人）	1	

（２）役員の多様性の確保

①　天狗岩堰土地改良区

	現在		人材確保に向けた取組方針
	理事	監事	
役員数	1	1	年齢や性別に著しい隔たりが生じないよう若手役員（５０代）及び女性役員の選任が可能となるよう、役員年齢に関する規程類の整備（定年制の設定など）に取り組む。
うち女性役員	1	0	
うち若手役員（５０歳未満）	0	0	
うち多様な知見、経験を有する役員（企業経営経験者、弁護士、会計士、税理士、多面組織関係者など）	0	1	

２．経営収支の健全化

（１）財務状況と方針

①　天狗岩堰土地改良区

ａ）ビジョン策定時の経営診断の結果

県土連が実施する経営診断の結果に基づき記載するものとする。

ｂ）経営診断結果に基づく対応方針

県土連が実施する経営診断の結果に基づき記載するものとする。

（２）更新等に要する費用の調達の見直し

①　天狗岩堰土地改良区

ａ）更新等に要する費用の調達の方針

更新積立予定 （又は実施中）	実施予定なし	備　考
☐	☑	経常賦課金の単価改定（令和８年度）により、収支の安定が担保された場合には転用決済金積立資産を原資とした積立を検討する。

b）施設更新積立計画及び施設更新積立金管理規程の策定状況

施設更新積立計画の策定状況		
策定済み	今後策定予定	その他
☐	☑	☐
施設更新積立金管理規程の策定状況		
策定済み	今後策定予定	その他
☐	☑	☐
備　考		

（3）収支の健全化の取組

①　天狗岩堰土地改良区

a）収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減に向けた取組

再生可能エネルギー利活用			他　目　的　使　用		
小水力発電	太陽光発電	風力発電	看板設置	再エネ発電用地	駐車（輪）場
☑	☐	☐	☐	☑	☐
他目的使用		その他附帯事業		施設省エネ化	
湖面利用	その他			コスト削減（ハード）	コスト削減（ソフト）
☐	☐	☐	☐	☐	☐
土地改良区の運営（人的体制の見直し）					
総代数減	役員数減	役員報酬減	職員・操作員減	その他・業務合理化	
☑	☑	☐	☐	☐	

ｂ）支出削減に向けた取組

施設再編・集約	施設ダウンサイジング	その他
☐	☐	☐

（４）その他

３．組織体制の強化

（１）准組合員制度の導入状況

①　天狗岩堰土地改良区

	現　状	今後の方針
准組合員	☐ 有り（　　） ☑ 無し	
施設管理准組合員	☐ 有り（　　） ☑ 無し	

（２）業務継続計画（ＢＣＰ）等の策定

①　天狗岩堰土地改良区

ａ）ＢＣＰの策定状況

業務継続計画（ＢＣＰ）の策定状況			
策定済み	一部策定済み	今後策定予定	その他（未定等）
☑	☐	☐	☐
備考（策定予定時期やその他の具体的な内容等）			

b）ＢＣＰの実効性確保のための取組

配水調整会議（年１回）を開催して、地元農業者、地域関係者と連携（連絡調整の強化）を図る。

主要施設（吉岡制水門・余水吐門）及び上流分水堰の操作に関する実地訓練を行う。

吉岡制水門、余水吐門、午王頭川余水吐門の遠隔操作（一元管理）化を図り、地域の防災減災対策の強化に努める。

緊急性（優先順位）の高い施設、危険個所における重点的な巡回の強化。

（３）再編整備

①　再編整備に向けた方針

令和２年３月、中群馬土地改良区から統合整備に関する依頼があり、令和３年１月、統合整備を始めるための基本条件について全て合意するとの回答があり、合併協議が始まる。

令和３年７月、群馬県、関係市町を構成員としたＷＧが設置され、統合整備（合併）に向けた調査・検討が本格的に始まり、６回、ＷＧが開催され、統合整備が現実となった。

しかし、令和４年８月、中群馬土地改良区の受益地域である堤ケ丘飛行場跡地における開発計画（シリコンバレー計画）が発表されたことを受け、令和６年２月、中群馬土地改良区より令和３年１月に合意した基本条件を撤回するとの通知が一方的に送られてきた。

このような経緯から、中群馬土地改良区との統合整備を再検証することは困難と思われる。

②　再編整備の計画

a）合併（見込み）

改良区名	面　積	組合員	総　代	理　事	監　事	職　員	備　考
							予定年度
合併後							

b）組織変更（見込み）

組織名：	変更前：	変更後：
継続管理施設名：		
移譲施設：		
用途廃止施設：		

c）地区編入（見込み）

区　域	面　積	農家数	施　設	備　考

議案第１０号

令和９年度天狗岩用水配水計画（案）について

このことは、次のとおりにつき議決を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　議決

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

天狗岩堰土地改良区利水調整規程第６条の規定により、令和９年度天狗岩用水の配水計画について、総代の意見を聴取するもの

利水調整規程．第５条（配水計画）

理事会は、この規程に基づき毎年度２月末日までに翌年度の配水計画を定めるものとする。

利水調整規程．第６条（意見聴取）

前条に規定する配水計画の作成にあたっては、毎年度臨時総代会において、地域の代表者である総代からの意見を聴取し、意向を反映させたものでなければならない。

令和９年度天狗岩用水配水計画（案）

令和９年２月　　日作成

１．坂東大堰取水合口における最大取水量及び取水期間

・最大取水量　１０．９２５㎥／ｓ（許可水利権水量　令和７年６月更新）
・取水期間　　通年通水
・取水場所　　①坂東合口取水口（東京電力　佐久発電所放水隧道内から）
　　②坂東大堰合口（予備取水口　利根川左岸）
・調整場所　　①天狗岩用水制水門（渋川市北橘町　利根川横断暗渠内）
　　②吉岡制水門及び余水吐門（北群馬郡吉岡町漆原）

２．用水期間中の配水量及び配水期間（期別最大取水量）

・苗　　代　　期　　5月　1日　から　5月３１日まで　　３．１００㎥／ｓ
・代　か　き　期　　6月　1日　から　6月３０日まで　１０．９２５㎥／ｓ
・普通かんがい期　　7月　1日　から　9月２５日まで　１０．２３６㎥／ｓ
・非かんがい期　　9月２６日から翌年４月３０日まで　　３．１００㎥／ｓ

３．かんがい期の送水計画及び送水方法（令和８年度）

・６月１日（火）　午前９時まで　　３．１００㎥／ｓ　送水
・６月１日（火）　午前９時から　１０．９２５㎥／ｓ　送水（全量）

作付け品種の多様化から田植えの時期が早まっており、組合員からの要望によりかんがい期の通水開始日から全量送水とします。このため、６月１日から滝川の水位が急激に増水しますので、ご注意いただくようお願いします。

なお、全量送水の期間を前倒ししてほしいとの要望がございますが、利根川から取水できる農業用水（農水利用量）は厳密に決められており、取水量や通水期間を簡単に変更することはできませんので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

４．令和９年度の事業実施予定及び断水計画

令和５年度から農山漁村地域整備交付金水利施設等整備事業（坂東大堰２期地区）が実施されています。非かんがい期（１１月～３月）には、天狗岩用水（滝川）において、長期断水が実施されます。関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、安定した農業用水を確保するために重要な事業であることをご理解願います。

５．その他必要な事項

ア．配水計画（回覧用）の通知について

各分水堰の管理者を参集し、配水調整会議を開催して周知徹底を図る。

総代及び関係官庁、農協、公民館、消防等へ配水計画を発送する。総代に対して、回覧用を１部同封する。自治会などを通じて、各町内へ周知が必要な場合は代表者からの依頼により、土地改良区で回覧部数を印刷して対応する。（要連絡）

イ．植え付け期の勤務体制

・期　間　６月１日（火）から７月９日（金）まで

・対　応　月から金曜日は通常対応（午前８時３０分から午後５時まで）
原則、土・日曜日は携帯電話にて対応する。
渇水による取水制限や異常気象などが発生した場合は、休日出勤にて対応する。なお、植え付け期は、受益地内の巡回を強化する。

・連絡先　事務局電話　　０２７－２５１－４９３７
事務所携帯　　－

ウ．天狗岩用水の管理について（堰の管理者へ事務局からのお願い）

天狗岩用水の受益地内では、上流の総社地区と下流の芝根地区では苗の植え付け時期が約３週間から１ケ月程異なります。このため、毎年、上流地域の分水堰管理者の方々には用水の配分に大変なご配慮をいただいております。

今年度も各地区で植え付けが完了しましたら、管理上支障がない範囲で堰を調整し、できるだけ用水を下流地域へ流すようご協力をお願いします。

毎年、下流地区の玉村町では、かんがい期に恒常的な水不足に悩まされています。皆さんで協力し合い、秋の収穫が迎えられるようご協力ください。

なお、台風や集中豪雨などの予報が発令された場合には、上流の調整場所において、天狗岩用水を臨時断水しますが、各地区における水害防止のためにも滝川本線のゲートを倒しておくようご協力お願いします。

また、市街化が進んでいる地区では、大雨による路面排水なども用水路内に流入しますので、用水路からの溢水には十分ご注意ください。

利根・吾妻地域での大雨により利根川が危険水位に達すると、東京電力佐久発電所の発電機が止まり、取水が中断し、農業用水の通水も遮断されてしまいます。

一旦、取水が中断されると点検・回復に数日かかる場合がありますので、ご承知おきください。

台風やゲリラ豪雨が直撃しているときは、大変危険ですので、堰の調整や確認のためであっても田んぼや用水路には絶対に近づかないようご注意ください。

エ．通水前の分水堰周辺の土砂の浚渫について（令和９年度）

堰の周辺に堆積した土砂の浚渫は、通水を開始する前には欠かせない作業です。

下記のとおり日程調整（案）しましたので、浚渫作業をお願いします。

５月１３日（木）　榎町堰、玉村第１統合堰、玉村第２統合堰

１４日（金）　天神堰、大沢堰、島野堰、滝堰、中島堰、内田堰、八幡原堰

１７日（月）　殿田堰、前箱田堰、稲荷堰、箱田堰、用心堰

１８日（火）　五千石堰、小河原堰、古市堰

※５月３１日（月）までは、本流の堰は倒しておいてください。

オ．各分水堰の計画取水量（面積割）及び番水ブロック

利根川上流ダム群の貯水量は、冬季の山間部における積雪状況により、大きく変動します。利根川で２０％を超える取水制限が発令された場合には、ブロック毎に番水を実施することもあります。（番水の方法は事前に協議）

0）中群馬	0．716㎥／s		
1）五千石堰	0．571㎥／s		
2）小河原堰	1．123㎥／s		
3）古市堰	0．257㎥／s	前橋上流	2．667㎥／s
4）殿田堰	0．923㎥／s		
5）前箱田堰	0．127㎥／s		
6）稲荷堰	0．001㎥／s		
7）箱田堰	1．358㎥／s	前橋下流	2．409㎥／s
8）天神堰	0．213㎥／s		
9）大沢堰	0．112㎥／s		
10）島野堰	0．193㎥／s		
11）滝　堰	0．419㎥／s		
12）中島堰	0．237㎥／s		
13）内田堰	0．025㎥／s		
14）八幡原堰	0．529㎥／s	高崎地域	1．728㎥／s
15）榎町堰	2．805㎥／s		
16）玉村２号	0．687㎥／s		
17）玉村１号	0．629㎥／s	玉村地域	4．121㎥／s

ブロック①　上流ブロック	5．076㎥／s	下流ブロック	5．849㎥／s
ブロック②　奇数ブロック	6．303㎥／s	偶数ブロック	4．622㎥／s

議案第１１号

附　帯　議　決　に　つ　い　て

この理事会の議決事項で行政庁その他提出文書中、内容に変更のない文字等の修正を理事長に一任することの議決を求めます。

令和８年１０月２８日　提出

令和　年　　月　　日　議決

天狗岩堰土地改良区

理事長　羽鳥　勝之

記

定款変更や規約・規程類の改正における字句などの軽微な修正に対応するため

報　告　事　項

１）農業農村整備予算の確保に向けた要請活動の実施について

１．日　時　　令和８年９月２８日（月）
２．主　催　　県央土地改良事業推進協議会（水土里ネット群馬）
３．陳情先　　群馬県選出国会議員、農林水産省、財務省、水土里ネット会長会議顧問
４．出席者　　中部管内土地改良区役職員（２１名）



２）県営ストマネ事業の実施について（令和８年度）

１．事業名称：県営水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）坂東大堰Ⅱ期地区
２．事業期間：令和５年度から令和１２年度まで
３．総事業費：当初：２５．０億円（うち、天狗岩関連施設　１６．０億円）
　　Ｒ６：２８．７億円（うち、天狗岩関連施設　１８．４億円）
　　Ｒ７：２９．５億円（うち、天狗岩関連施設　１９．１億円）
　　Ｒ８：３０．４億円（うち、天狗岩関連施設　１９．７億円）
４．断水期間：令和８年１０月３０日（金）から令和９年　３月３１日（水）まで※
５．断水解除：用水路内を清掃した後、４月５日以降に通水開始（予定）
６．対象施設：令和７年度から令和１２年度にかけて、天狗岩用水関連施設として
　　天狗岩連絡暗渠（８６０ｍ）天狗岩練石積開渠（３５７ｍ）の改修工事
７．実施計画：令和　７年度　天狗岩連絡暗渠　立坑工事（掘削・薬剤注入）
　　進入路工事（２００ｍ）
　　令和　８年度　天狗岩連絡暗渠　鋼板内巻工法（４４ｍ）飯塚組
　　進入路工事（１９０ｍ）瑞穂建設
　　事業費　１７６，０００千円

※なお、令和１３年度以降の残工事は、工期を延長するか、第３期対策とするか、
　令和８年度に検討する予定（群馬県と調整）。



進入路工事（底盤コンクリート施工）



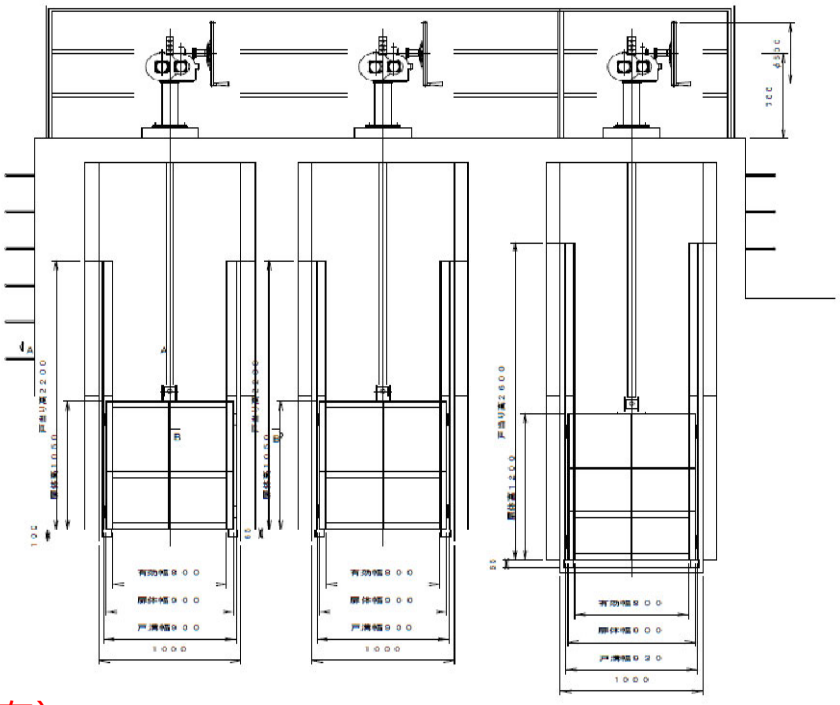
鋼板内巻工法
（写真は天狗岩１～３号暗渠）

３）土地改良施設維持管理適正化事業の実施について

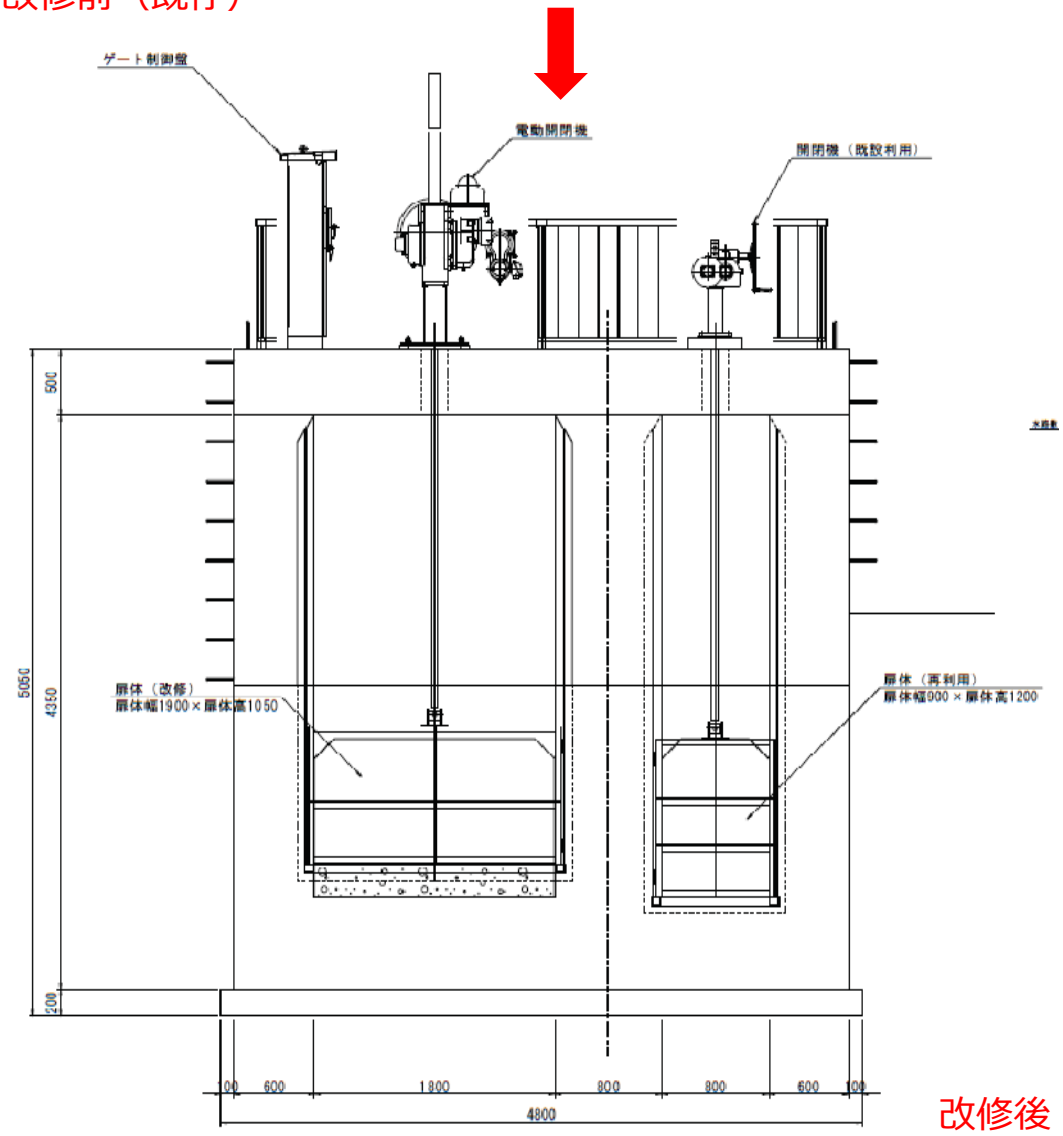
１．事業名称　　土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能強化事業）
２．施設名称　　天狗岩幹線水路（余水吐門）
３．工事内容　　水門施設整備（余水吐門電動化）
４．施工場所　　吉岡町漆原地内
５．工事費用　　３３，５５０，０００円（株式会社　飯塚組　指名競争入札による）
６．請負設計　　１，４６３，０００円（水土里ネット群馬　随意契約による）
７．総事業費　　３５，０１３，０００円（工事費用＋請負設計）
８．交付金額　　３２，２５０，０００円（２，７６３，０００円　土地改良区単費）







改修前（既存）


ゲート制御盤
電動開閉機
開閉機（既設利用）
扉体（改修）
扉体幅1900×扉体高1050
扉体（再利用）
扉体幅900×扉体高1200
5050
4350
500
200
600
1800
800
800
600
4800

改修後（新設）

４）令和８年度経常賦課金の納入状況について

地区名		令和８年度							過年度（令和２～７年度）			未納額合計
		組合員	納入者	未納		賦課額	納入済額	未納額	納入率	未納者	未納額	納入済額	
				管内	管外								
		名	名	名	名	円	円	円	率	名	円	円	円
合計		1,637	1,570	12	55	24,264,112	23,751,402	512,710	97.9%	9	35,741	-	525,920
前橋市	総社地区	63	58	1	4	319,355	289,433	29,922	90.6%	-	-	-	29,922
	元総社地区	35	35	0	0	120,206	120,206	0	####	-	-	-	-
	東　地区	135	130	1	4	560,229	535,848	24,381	95.6%	-	-	-	24,381
高崎市	新高尾地区	319	306	3	10	2,509,091	2,417,318	91,773	96.3%	-	-	-	91,773
	中川地区 貝沢地区	140	138	0	2	648,213	642,650	5,563	99.1%	5	15,446	-	5,563
	京ヶ島地区	389	365	4	20	3,605,218	3,348,412	256,806	92.9%	2	13,210	-	270,016
	滝川地区	265	259	2	4	2,874,487	2,813,566	60,921	97.9%	2	7,085	-	60,921
玉村町	玉村地区	199	189	1	9	9,540,926	9,501,991	38,935	99.6%	-	-	-	38,935
	芝根地区	92	90	0	2	4,086,387	4,081,978	4,409	99.9%	-	-	-	4,409

令和８年９月２９日 現　在